

令和7年9月犬山市議会定例議会議録

第6号 9月11日(木曜日)

◎議事日程 第6号 令和7年9月11日午前10時開議

第1 第54号議案から第77号議案まで

及び報告第7号

(議案質疑)

第1類 第54号議案から第66号議案まで
第2類 第67号議案から第74号議案まで
第3類 第75号議案から第77号議案まで
及び報告第7号

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第54号議案から第74号議案まで

◎出席議員(18名)

1番	丸 山 幸 治 君	10番	玉 置 幸 哉 君
2番	ヒアンキ 恵 子 君	11番	岡 覚 君
3番	増 田 修 治 君	12番	岡 村 千 里 君
4番	光 清 育 君	13番	鈴 木 伸太郎 君
5番	小 川 隆 広 君	14番	沼 靖 子 君
6番	島 田 亜 紀 君	15番	久 世 高 裕 君
7番	諫 訪 育 君	16番	柴 山 一 生 君
8番	小 川 清 美 君	17番	柴 田 浩 行 君
9番	畠 龍 介 君	18番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
主査	石黒 絵美 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永井 恵三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井出 修平 君
市民部長兼防災監	舟橋 正人 君	健康福祉部長	前田 敦 君

子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 满 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
総 務 課 長	藤 村 崇 司 君	地域協働課長	中 村 亘 君
多様性社会推進課長	小 笠 原 健 一 君	防災交通課長	吉 野 煦 君
市 民 課 長	富 田 圭 一 君	税 务 課 長	百 武 俊 一 君
収 納 課 長	吉 田 高 弘 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君	高齢者支援課長	粥 川 仁 也 君
保 険 年 金 課 長	舟 橋 きよみ 君	健康推進課長	水 野 嘉 彦 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 直 君	子育て支援課主幹	中 村 美 和 君
子ども未来課長	上 原 真由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都 市 計 画 課 主 幹	一 柳 佳 誉 君	整 備 課 長	高 橋 秀 成 君
水 道 課 長	梅 村 幸 男 君	下 水 道 課 長	竹 本 昭 彦 君
产 業 課 長	山 崎 直 人 君	観 光 課 長	伊 藤 修 君
学 校 教 育 課 長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君
文 化 推 進 課 長	大 黒 澄 子 君	ス ポ ツ 交 流 課 長	坂 野 隆 幸 君
歴 史 まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君	消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君		

* * * * *

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

* * * * *

日程第1 第54号議案から第77号議案まで及び報告第7号

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、第54号議案から第77号議案まで及び報告第7号を議題といたします。

お諮りいたします。第54号議案から第77号議案まで及び報告第7号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを3つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

続いてお諮りいたします。本日の議案質疑は、議事の進行上、第1類及び第2類にいたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第54号議案から第66号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、2番 ピアンキ恵子議員。

◎2番（ピアンキ恵子君） おはようございます。2番、ピアンキ恵子です。私からは、第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について、全員協議会資料6ページ、7ページ、2件質問させていただきます。

まず、使用料についてですけど、市内、市外、子どもの年齢はどのように確認されるかについてと、もう1件は、遊戯施設に管理者とその職員を置くとありますが、その相談員とかはどなたがされるのかお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） おはようございます。それでは、ご質疑にお答えします。

まず、子ども屋内遊戯施設の使用料については、市内か市外かで分けており、3歳未満の子どもについては無料としております。

使用料の支払いについては、事前に券売機で入場券を購入いただくという形式を予定しておりまして、その券売機に、市内、市外などのボタンを設定する予定としております。その後、実際に子ども広場に入る際に入場券をスタッフに渡していただきますが、基本的には入場者の自己申告ということとし、身分証で住所等を確認する予定はありません。

また、子どもの年齢につきましては、3歳未満の子どもについては、身分証の確認は困難ですので、こちらにつきましても年齢の確認を行う予定はなく、自己申告というようなことにしております。

次に、相談室、こちらの相談員についてですが、現在、家庭児童相談室や子育て支援センターなど、様々な場所で子育てに関する相談を行っています。屋内遊戯施設の相談室につきましては、専任の相談員を置くのではなく、これらの相談員を組み合わせて相談を受ける、こういう形で考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） ピアンキ議員。

◎2番（ピアンキ恵子君） 再質疑させていただきます。

まず、ということは、受付をやる方と、それから相談員の方と2名は常駐していて、ヨシヅヤが開いてる間は、ずっとその2人がみえるということでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

まず、相談室につきましては、入場のスタッフとは別にしまして、それぞれ相談室が2つありますので、1人ずつ常駐する（208ページに訂正発言あり）というような感じになって

おります。

また、遊戯室のほうのスタッフにつきましては、お認めいただければ、指定管理者のほうのスタッフが張りつきますので、そちらでは5人から6人のスタッフが常時張りつくというようなことを想定しております。

◎議長（大沢秀教君） 2番、ビアンキ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番、増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第58号議案と第62号議案の2議案について質疑をさせていただきます。

まず、第58号議案、犬山市手数料条例の一部改正について質疑いたします。全員協議会資料で言いますと、12、13ページになります。

まず、1点目です。住民票取得利用で今回やられるということなんですけど、その際に、お店にコピー機がある際に、店員さん等に質問をされる方もいると思われます。そういうことも予測をされますけども、コンビニ会社等への周知、今回の周知は行うのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ただいまのご質疑にお答えします。

コンビニ交付の手数料の金額を引き下げるによりまして、コンビニに訪れる市民は増えることが予想されますが、当市のコンビニ交付は令和3年2月1日から開始し、既に4年以上経過していること、コンビニに置いてあるマルチコピー機の操作方法も特に変わらないこと、またほかのコンビニ交付手数料を10円とした自治体にも確認しましたが、特にコンビニ会社への周知はしておらず、そのことによってコンビニでの混乱や苦情はなかったこと、そういうことから各コンビニ会社への周知を行う予定はありません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。混乱等がなければ大丈夫だと思いますので、ありがとうございます。

2点目です。100円の状態、今回100円でさらに10円ということで、値下げをするんですけど、100円のままでも庁舎で取得よりもお得だと思います。これをちゃんと訴求すれば、その状態でも普及していくと考えるんですけども、今回10円ということで、なぜ10円にしたのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

まず、1通10円としたのは、強い動機づけを生むためです。通常の価格差が大きければ大きいほど、ふだんは利用に至らない方も、まずは試してみようといった気持ちを喚起しやすくなると考えました。

特にコンビニ交付が難しいのではないかという先入観を持つ方ですとか、機械操作にハードルを感じる方に対して、最初の一歩を踏み出すきっかけになると判断し、10円という料

金設定をしました。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 分かりました。ちょっとやり過ぎかなというところも思いますけど、動機づけになるというふうに判断されたのであれば、そうだと思います。はい。

それでは続いて、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

まず、1点目です。経費回収率を上げるために、価格改定を今回行うということなんですが、それ以外の方法というのは模索したのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

価格改定以外の方法としましては、主に下水道計画区域の見直し、水洗化率の向上、不明水対策、他市町との事業の共同化について取り組んできました。

令和5年度に下水道区域の見直しを行い、市街化調整区域のうち、具体的な整備計画のない区域を合併処理浄化槽による処理区域に変更することで、今後の新規整備費用を削減し、老朽化が進行する下水道の改築費用に充てることとしました。

水洗化率の向上に向けては、未接続者に対して直接面談、チラシの配布を行い、接続のお願いをして、年間500件程度を実施しております。その結果、接続率は、令和5年度から令和6年度に約0.17%上昇しました。

不明水対策として、既存の下水道管の内面に新たな管を構築する更生工事や、マンホール内部の漏水修繕などを実施して、汚水処理費用の削減に取り組んでおります。

また、管路施設の点検調査を一宮建設事務所管内の市町で共同発注することにより、経費の削減を図っています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。今回、結構インパクトの大きい価格改定となりますので、様々な手法を用いた上で、今回の価格改定に進んだのかなと思いました。

2点目、現在の予定です。令和11年ということで記載がありましたが、それ以降の改定というのは現在予定していないのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

今後の見通しとして、令和11年度以降については、3から5年に1回見直す経営戦略の改定時に、その時点で最新の経済状況、人件費の上昇率や物価変動等を踏まえ、指標である経費回収率の数値を参考に、使用料についても定期的な検証を行っていくこととなるため、そこでの判断となります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは、第56号議案、第58号議案、それと第62号議案と第63号議案、それぞれ質疑のほうをさせていただきたいと思います。

まず最初に、第56号議案、犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、こちらのほうから3件質疑をさせていただきたいと思います。全員協議会資料は9ページになります。

まず、1点目です。1年につき10日、77時間30分の範囲内、1時間単位で取得できるとあるが、これについて1時間に満たない端数、単純計算でも出てくると思うんですが、これに対する取扱いについて、まずはお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回の改正によって追加されました1年につき10日まで取れる部分休業、例えば正規職員など1日当たり7時間45分で勤務する職員の場合、合計77時間30分の範囲内で取得できる部分休業についてですが、1時間単位で取得することになります。

ただし例外として、1日の勤務時間が7時間45分である職員が、この丸一日つまり7時間45分全てについて、部分休業を請求した場合、それから年度末に30分だけ残ったなど、1時間に満たない端数が残ってしまった場合、その全てを請求すれば取得することもできます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。理解しました。

2点目です。職員が部分休業を請求する際に、そのいずれかの方式を選択できるようになるとあるが、選択はどのタイミングでするのか伺いたいということで、これまでの現行のものと、この新しい制度と2つできるんですが、最初に選ぶことになると思います。でも括弧書きにもあるんですが、例えば途中でもう何回も変更を認めるのか、そういうこともあるかと思うので、どのタイミングで、どういうふうに変更を認めていくのかということも含めてお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

職員が部分休業を請求するには、取得を希望する1か月前までにあらかじめ請求することとなっていますが、その際に1日につき2時間を超えない範囲内で取得する部分休業と、1年につき10日の範囲内で取得する部分休業のどちらを選択するかを申し出ていただきます。ただし、請求の申出を行ったときに予測することができなかった事態が生じ、市長が認める場合は、後からの申出の変更を行うこともできます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。

それでは、3点目の質疑をしたいと思います。※印のところですけど、会計年度任用職員については、1年につき当該会計年度任用職員の通常の勤務時間の10日相当の時間の範囲内、

こういうふうに記載があるんですが、これは多分一般の正規の職員と会計年度任用職員と、それぞれ不利益を生じないようなところだとは思うんですけど、この解釈について伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

1年に10日の範囲内で部分休業を取得できる職員は、会計年度任用職員のうち、1日の勤務時間の長さにかかわらず、1年間の勤務日数が121日以上である職員です。会計年度任用職員は、ほとんどの職員は1日当たりの勤務時間が決まっており、例えば、1日6時間勤務をする契約である職員は、6時間の10日分として、合計60時間の部分休業を取得することができます。

ただし、複数の時間帯で契約し、1日の勤務時間が日によって違う職員もいますので、そういういた職員については、1か月の合計勤務時間数を勤務日数で割り、1日当たりの平均勤務時間数を算出し、その10日分の部分休業を取得することができるようになります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。今ので不利益は生じないということで理解をいたしました。

それでは、続いて、第58号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてから2点、質疑をさせていただきたいと思います。全員協議会資料は12ページ、13ページになります。

こちらのほう、一定期間、コンビニでの住民票の印鑑登録証明の交付を、1通10円で実施をするということですが、そもそもこのコンビニ交付で1通当たりどれぐらいの費用がかかっているものなのかということを、まずお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

コンビニ交付には、交付に係る手数料、コンビニ交付システム保守委託料、システムクラウド利用料、コンビニ交付運営負担金が必要となります。令和6年度の実績として、1通当たり729円の費用がかかっています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。1通当たり729円ということで、そもそも200円でも大変だということで、行政サービスということでやっているということで理解をしました。

2点目です。コンビニ交付の手数料を窓口交付の手数料よりも減額している、そういういたところはほかの自治体でも例があるということは理解をしております。特例で今回10円にするということで、さつき増田議員ときにちらつと言つてみえたとは思うんですけど、ほかの自治体でこういった事例があるのかということ伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

近隣では、岐阜県美濃加茂市が令和5年2月から約1年間、愛知県では、常滑市が令和7年4月1日から、そのほかの自治体では、三重県桑名市が令和7年11月から同じような取組、1通10円という取組を行っています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。

それでは、次の質疑、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、こちらのほうから3件、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、全員協議会資料の19ページ、20ページになります。令和8年と令和11年、この2回の値上げを今回、一括の提案としたのはなぜかということで、昨今は3年後の経済状況もなかなか見通せない状況だと思います。そういった中で、今回、一括で提案したのはどういったことだったのかということでお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは質疑にお答えします。

使用料改定の検討は、犬山市下水道経営戦略内の収支計画に伴い、定期的に物価上昇や人件費増加など、最新の経済動向を反映させるため、3から5年に一度、定期的な見直しを行い、これに料金改定の見直しも含まれています。

そのため、次回の経営戦略の見直しが令和11年度を見込んでいるので、達成年度は令和11年度であり、令和8年度と令和11年の値上げで、経費回収率100%を達成する目標となつているため、一括の提案とさせていただきました。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。今のでそもそも令和11年が目標値だということで理解をしました。

その上で2点目、質疑をしたいんですが、累計で今回50%の引上げということで、19ページのほう、括弧書きにあります。ただ、令和11年度に向けて2回で引き上げるということで、令和8年4月1日に25%上げる。また、それでその上げた額から令和11年4月1日に25%上げるということになると、50%に収まらないと思うんですけど、これは50%が正解なのか、25%上げた上で、さらにもう一回25%上げるというのが正解なのかというところでお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えします。

令和8年4月から、現行使用料から25%、令和11年4月からさらに25%で、累計50%の改定となります。従量使用料の区分によっては改定率に差があります。そのため、累計50%は平均的な数値となります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。平均値だということで理解しました。

では、3点目、こちらは議案書の7ページのほうから質疑をさせていただきたいと思います。

議案書の新旧対照表を、こちらのほうを見ますと、今回、超過使用料といったものが、従量使用料、こちらに改められています。これについての理由を伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えします。

現行の下水道使用料金体系は、1か月当たり、1から5立米までの使用料金は基本料金に含まれている基本水量制を採用しています。しかし、今回の改正で、使用料体系を変更するに当たり、この基本水量制を廃止し、1から5立米の使用区分においても、使用水量ごとに従量使用料がかかることになります。そのため、基本水量を超過するという考え方がなくなり、使用者に一律かかる基本使用料と、使った分に応じて料金が加算される従量使用料に表記を改めたものです。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。再質疑のほうをお願いします。

今の話を伺うと、従量使用料に改めるということで、大分計算が変わってくると思うんですけど、今回計画でやってみえて、こちらも含めて平均の50%の中に入った計算になっているということでよかったです。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再質疑にお答えします。

お見込みのとおり、その考え方でよいです。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。それでは、次の質疑に移りたいと思います。

第63号議案、財産の取得について（消防ポンプ自動車）ということで、全員協議会資料の21、22ページになります。

総重量3.5トン、今までに比べると小柄な車両になるんですが、これまで消防ポンプ車、こちらに搭載していた可搬ポンプというのは大変重量があると思うんですが、これが今後も搭載できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 满君） ご質疑にお答えしたいと思います。

このたび更新する消防ポンプ車に各分団配備の可搬式消防ポンプ、これが積載できるかということですが、結論から申し上げますと、積載可能ということでございます。

現在積載しているホース等資機材も、従来どおり積載できるよう整備させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第61号議案及び第63号議案、2件の質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、最初に、第61号議案、犬山市都市公園条例の一部改正についてです。

全員協議会資料の18ページになりますが、今回の改正で、市外の利用者の使用料の割増しが設定されております。そもそも多目的スポーツ広場の市外の利用者はどの程度あるか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

令和6年度の羽黒中央公園多目的スポーツ広場における市外利用者の利用実績についてですが、全体の利用件数906件のうち、市外利用者の利用件数は99件で、約10.9%です。年間の利用時間としては4,096時間ですが、そのうち、市外利用は392時間で約9.4%となっており、特に平日利用については市外利用が17.5%と高くなっています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。

2点目ですが、今回、市外の利用者の使用料を1.2倍とした根拠は何か質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

羽黒中央公園多目的スポーツ広場の料金については、供用開始当時は、より多くの方に施設を利用していただけるよう、市民と市外の利用者の料金格差を設定しませんでしたが、人工芝改修に係る経費が高額となり、工事費は市民の税金で実施することから、公平性を確保するため、今回の改正により、市民利用と市外利用に格差を設けます。

現状では施設の予約に関して市民優先措置として、市民が市外利用者より1か月早く予約することが可能です。これにより、市民優先の予約をいただいた後に、空いている時間枠を市外の利用者がご利用いただいている状況であり、特に平日の利用については、先ほども述べましたが令和6年度実績で、市外利用が17.5%と非常に多くご利用をいただいています。

この市外料金については、県内近隣のサッカーグラウンドで市外料金の設定をしている市町はなく、県内全域では1.2倍から2倍の市外料金を設定している事例があります。今回の改正により、市外利用者の利用料金は2時間当たり4,820円から1万890円へ値上げすることとなり、大幅な値上げとなります。

近隣のサッカーグラウンドの料金は、小牧市が平日2時間半で6,290円、春日井市が2時間当たり6,400円となっており、当市が最も高い利用料金となります。このため、特に平日の利用率の低下が懸念されることから、市外料金の設定に当たっては、県内のサッカーグラウンドの市外料金設定を考慮として、1.2倍を設定したものとなります。

なお、市内利用、市外利用の利用料金の設定については、今後、利用率等の状況を検証し、

次回の料金改定では、改めて市内・市外料金の格差についても検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） ありがとうございました。今ちょっと触れられましたが、スポーツ施設によっては、市外の利用者の割増しの考えがちょっと違っているかなと思います。例えば、体育館については2倍、テニスコートなどは同じです。こういった割増しの考え、今後、統一とかそういった考えがあるのか、再質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えをいたします。

現在、武道館、弓道場、エナジーサポートアリーナの3施設については、市外料金の設定をしていますが、それ以外のスポーツ施設については、市外料金の設定はしていません。

一方で、市内のスポーツ施設については、老朽化による修繕が必要な箇所も増加しております。市外料金の設定につきましては、市民の皆様に安全に施設を利用していただくために、市民優先の考え方に基づいて、各スポーツ施設の状況を踏まえた上で、使用料改正の機会を捉え、料金の見直しの検討を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） ありがとうございました。

それでは、2件目です。第63号議案、財産の取得について（消防ポンプ自動車）についてです。

全員協議会資料では21、22ページになりますが、今回更新する消防ポンプ自動車は何年経過しているのか、また、ほかのポンプ車の現状はどうなっているのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えします。

今回は消防団第1分団の車両更新ということでございまして、現在の車両の使用年数は23年となっております。これ以降、令和8年度には5分団の車両、あとは令和9年度には2分団の車両更新を予定しております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 2点目ですが、今使用している消防ポンプ自動車はどのように処分をするのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えします。

現在の第1分団の車両につきましては、防衛省の補助金を頂いて整備したものでございまして、ルールで鉄くずで販売するとか、オークションに出して財源化するとか、そういうことは認められておりません。ですので、廃車するか、海外の寄贈、このいずれかになっておりまして、当方、今回は海外の寄附を予定しております。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

議員各位に申し上げます。兼松子ども・子育て監より、先ほどのビアンキ恵子議員への答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、許可いたしました。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 先ほどのビアンキ議員の答弁を訂正させていただきます。

相談室の相談員の体制についてですが、常時2名と言いましたけれども、まずは1名でスタートをして、相談の状況を見て配置体制を考えていくと。場合によっては2名になつたりするというところで考えておりますというところで、訂正させていただきます。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、質疑を続けます。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 私からは1類で3件の質疑をさせていただきたいと思います。順次進めてまいります。

第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について、全員協議会資料は6ページ、7ページということになります。

1点目でございます。利用時間については10時から5時、そして利用料金については300円、あるいは特定日ですと500円ということになっております。これに至った経緯、検討内容や根拠の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質疑にお答えします。

まず、利用時間についてですが、開始時間の午前10時は、ヨシヅヤ犬山店の開店時間に合わせております。終了時間につきましては、保護者と子どもが一緒に遊んでもらう施設ですので、遊んだ後に外食に行ったり、帰ってご飯の準備をしたりする等の時間が必要ではないかということを考えまして、午後5時、17時までという時間が適当と考えたものです。

次に、使用料の設定につきましては、令和6年に開催しましたタウンミーティングにおいて、キッズスペースは幾らなら行きますかという項目でアンケートを行いました。その結果、100円、300円、500円、1,000円という料金区分で回答をいただきましたが、100円と300円が各17名、500円が5名、1,000円がゼロ名ということでした。合わせて近年開設された近隣の子どもの遊び場、公営のもの、民営のものがありますが、それらの施設の利用料や市で定めている公共施設使用料の見直しに関する基本指針等も踏まえて検討をしました。

近隣の子どもの遊び場を見れば、無料の施設が多くありますが、市の公共施設使用料の見直しに関する基本方針では、特定の市民を対象とするサービスで、民間と競合性のあるものは、受益者負担率を100%とする考え方が示されています。

本施設もその点だけ見れば、受益者負担率100%という考え方もできますが、その場合は大変高額な使用料になります。計算上の利用者数により大きく変わりますが、計算しますと、1日1,760円という試算になりました。この金額は近隣と比較しても高額であり、市民の利用は全く見込めません。そのためこの基本方針の考え方の適用はちょっと見送りまして、

アンケートの結果、官民含めた近隣の子どもの遊び場の料金の設定状況、受益者負担の原則など総合的に勘案をしまして、市民は平日1日300円という金額にしました。

また、この検討の過程では、当初は入替え制というところにしておりましたが、利用者によりゆっくり時間を過ごしてもらうということを優先しまして、入替え制を取りやめ、1日料金制としました。

次に、特定日については、土日・祝日に利用者が集中するのを少しでも抑え、平日の利用を促すため、使用料に差をつけることが効果的との事業者の意見もあり、設定をしたもので

す。
当初は、平日の場合、1日600円という金額で検討を行っていましたが、先ほどもお答えしましたとおり、アンケートの結果で1,000円はゼロ人、500円も39人中5人にとどまっていますので、500円を超えるのは少しほばかられたものですから、500円という金額の設定にしました。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

2点目でございます。先ほどのビアンキ議員と少し重複する部分があるかと思いますが、改めて合わせてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

子ども広場及び相談室の職員体制、勤務体系はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質疑にお答えします。

子ども広場及び相談室の職員体制、勤務体系につきましてですが、相談室につきましては先ほどビアンキ議員にお答えしたとおりになります。

子ども広場の管理については、別に議案を提出させていただいているが、指定管理者による管理を予定しております。具体的な職員配置等の協議は、議案をお認めいただいた後に実施する予定ですが、プロポーザル時には、平日は5人、土日・祝日は6人のスタッフでの提案が行われておりますので、基本的にはこの体制で運営をしていくというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

それでは続いて、第59号議案、犬山城入場登閣料等の徴収条例の一部改正についてでございます。全員協議会資料は15ページということでございます。

今回の値上げによる入場登閣者数の影響についてどう見ておられるのか、そして、これをカバーするために、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

料金の改定により、一定程度の入場者の減少は想定をしております。今回の料金改定は、

犬山城の保存継承、価値の顕在化、さらなる魅力向上、利用者の利便性の向上等のため、様々な事業を行なながら、その先の将来に向けて、基金にも積み立てていくもので、値上げによる減少や、予期せぬ急なインバウンドの減少なども踏まえています。

カバーするための対応としましては、史跡整備や天守の保存事業など、計画した事業を着実に実施し、その成果を広く発信することで、犬山城をさらに魅力あるものにしていくことだと考えています。

具体的には、非公開エリアの特別観覧ツアーや、天守内展示のリニューアルなども、この一つとして取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

続いて3件目でございます。第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、質疑をさせていただきます。全員協議会資料は19、20ページということでございます。

まず、1点目です。下水道事業は地方公営企業法の非適用事業でございますが、当市は平成31年度から企業会計としております。今回の値上げは、この会計変更が大きく関わっているのかどうかということでお聞きしたいんですが、昨日の久世議員の一般質問の中で、ある程度いろんな話があったかと思いますが、それについて改めてお聞きしをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

平成31年4月1日より、本市の下水道事業は、地方公営企業法に規定する財務規定を適用する一部適用を受け、公営企業会計へと移行しました。これにより、地方公営企業の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないという、いわゆる独立採算の原則が適用され、経費回収率100%を目指しているところです。

今回の料金改定に当たっては、公共下水道事業経営の中長期的な基本計画である犬山市下水道事業経営戦略の改定を令和6年度に行なうに当たり、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会で議論を重ね、将来にわたり持続可能な下水道経営を行うためには、下水道使用料の改定が必要との答申を受け、当市としても必要であるとの判断に至り、進めているものです。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

2点目でございます。当市における不明水の割合と、その処理に係る維持管理相当額の負担はどうなっているのかということでございまして、この辺はある程度我々も当局から説明を受けておりますが、しっかり議事録に残したいと思いますので、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

不明水とは、県が管理する下水処理場まで下水が流れていく途中で、下水道使用者が流した水以外に、下水管内に浸入する水のことを言います。

不明水の一例としては、坑道内に埋設された下水管や各家庭の排水管の破損箇所や継ぎ手箇所などから浸入する地下水や雨水などがあります。

不明水は、実際に使用者が流した水ではありませんが、愛知県に支払う処理費用は、各家庭や事業所から排出された水量と不明水量を合わせて、維持管理負担金として支払う必要があります。

令和6年度決算における当市の公共下水道事業において、この不明水の割合は全体の処理量の34.8%でした。不明水の処理費用の負担については、総務省からの地方公営企業繰出金の通知に基づき、不明水分34.8%のうち15%分は使用量による負担、残りの19.8%分は公費による負担としております。

令和6年度決算における愛知県に支払った維持管理負担金は、五条川左岸、五条川右岸合わせて税抜きで総額3億6,495万円（251ページに訂正発言あり）、不明水1億2,700万円、このうち使用料負担15%分が5,470万円、公費負担19%分が7,230万円となります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

3点目に移ります。令和10年4月に供用開始するということになっております、前原台の接続についてでございます。今回の改定が影響するのかどうか、恐らくないとは思っておりますが、どのように捉えておみえなのかということを改めてお聞きしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

前原台団地につきましては、平成28年度から整備を開始し、令和9年度の工事完了に向けて整備を進めており、工事完了の際には、区域内の約700件が公共下水道に一斉接続されます。この地区の整備に当たっては、公共下水道への接続が決定する前から、地元代表者と定期的に情報交換を行っており、現在も打合せを行いながら整備を進めています。

今回改定した経営戦略につきましても、審議会の進行状況や検討内容について、地元代表者に向けて情報提供を行っており、今後は市内全体の周知に合わせて、団地全体も周知を進めています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畠 竜介君） 9番、畠 竜介です。私からは第55号議案、第57号議案、第58号議案及び第59号議案から4件の質疑をさせていただきます。

まずは第55号議案、犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてからお伺いいたします。こちら全員協議会資料8ページでございます。

こちらの全員協議会資料の内容、効果を見させていただきますと、こういった義務化前に

も意向の確認等を行ってきたということでございます。こうした意向確認によって、今までの現状の取得率というのは、ここ数年でどのように変化してきているのか、まずお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

育児両立支援制度の代表的な例として、育児休業がありますが、取得率の過去5年のデータを比較しますと、男性職員は令和2年度から令和4年度まで、取得率ゼロ%でした。令和5年度には、その年度に新たに育児休業を取得することが可能となった職員が12名のところ2名が取得し、取得率は16.7%、令和6年度は13名のところ4名が取得し、取得率は30.8%となっています。

令和7年度においても、育児休業の取得に関する相談ケースは例年に比べて増加しており、9月1日現在において、新規取得対象者4名中2名が取得し、50%の取得率となっていますが、まだ取っていない取得者のうちでも1名が今後取得を予定しています。

なお、女性職員の育児休業取得率は、令和2年度以降、現在に至るまで100%となっています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） ありがとうございます。着実に進んでいる様子が分かりました。

今回この条例改正するに当たりまして、この本人の相談がなくても義務化されてやらなきやいけないということになりますけれども、この義務化により、今まで伸びてきたもの、どこまで伸ばす目標としているのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

令和5年12月に閣議決定された、こども未来戦略において、一般職公務員の男性の育児休業取得率の政府目標として、令和7年までに1週間以上の取得率を85%に、また令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされました。本市においては、今年度より、国が示した目標を参考に、この取得期間の長さにかかわらず、男性の新規取得対象者の育児休業取得率85%を目標に進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 理解しました。

続いて、第57号議案、犬山市旅費支給条例の全部改正についてお伺いいたします。全員協議会資料10ページ、11ページです。

内容を見させていただきますと、宿泊費の上限だとか変わっているわけでございますけれども、11ページのほうを見ますと、転居費だとか着任後滞在費、新設という項目が多く出ております。今回のこの条例改正によって、どの程度の増額を見込んでいるのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

全員協議会資料に記載の変更点が及ぼす予算への影響について、順にご説明いたします。

①の宿泊費の上限額の変更による影響につきましては、あくまでも上限額の変更であり、実費額を支給するというのではなくのが前提です。

改正前の上限額である1万1,000円を超過する例はそれほど多くないということ、計画的に必要な宿泊施設の予約をすることで、比較的安価な宿泊施設の確保が可能であることから、現行と比較して大きな増額にはならないと考えています。

②の宿泊手当の額及び支給要件につきましては、宿泊しなければ宿泊手当は支給されないこと、現行の日当が廃止となることから、現行と比較して減額となると想定しています。

③鉄道賃における特別急行料金等の支給対象の拡大につきましては、制限なく特別急行料金等が使われるというわけではなく、最も経済的な通常の経路と方法により旅費の額を算出するという基本原則に変更はございませんので、現行と比較して大きな増額にならないと考えています。

その他の変更内容における旅費種目につきましては、ほとんどこれまで何らかの方法で支出していたものを、旅費法の旅費種目に合わせて規定の見直しを行ったもので、全体の支出額は大きく変わるものではございません。

以上のことから、今回の条例改正による予算の影響はそれほど大きく変わるものではないと見込んでいます。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 理解しました。

続いて、第58号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてお伺いいたします。

コンビニエンスストア等ができるための使う人を増やすということでございますが、窓口の混雑緩和、市民の利便性が向上するのはいいことだと思いますけれども、現状でもなかなかまだ知らない人も多いと思いますが、こういった今までの周知方法というのはどのように対応されてきたのか、またその効果についてお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

コンビニ交付サービスについては、広報犬山、市公式ホームページ、SNSなどで周知を行っています。また、公式LINEでは、火曜延長窓口や、日曜市役所のお知らせの中で、毎回コンビニ交付の案内も行っています。

窓口においても、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請をする方、新たに印鑑登録を行った方、マイナンバーカードの交付を受ける方などに窓口にて案内をしています。

そのほかチラシも作成し、窓口カウンターでの掲示や窓口封筒に封入するなど、次回以降のコンビニ交付の利用につながるよう案内をしています。

コンビニ交付の利用率については、過去3年間の推移は、事業開始以降、令和4年度が13.3%、令和5年度が21.9%、令和6年度は23.8%となっております。

利用率のほうは、毎年少しづつではありますが、上昇傾向にあることから、一定の周知効果があると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） ありがとうございました。今回100円を10円にするということで、先ほどの増田議員の答弁でもありましたけども、強い動機を促すためというような答弁もありました。

一方で、近隣市町を見ますと、小牧市なんかはそのマルチコピー機自体を市役所に置いてある。これ実物があって案内したほうが周知だとか利用率というのは上がるんじゃないかなというような気もするんですが、こういった庁舎内に対応するマルチコピー機を設置することについては議論されたのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

コンビニ交付が可能なマルチコピー機の庁内設置については検討しましたが、まずは手数料の減額だけでも一定の効果が期待できるのではないかということ、導入するには現在の共同利用のシステムとは別の仕組みが必要で、機器の導入や保守、システムの利用や管理など多額の費用が必要となること、また、基幹系システムの標準化事業の現在真っただ中で、新システムとの連携や親和性など、不確定な要素もあることから、設置を見送っています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） ありがとうございました。理解しました。

続いて、第59号議案、犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正についてお伺いいたします。

今回、550円から1,000円の値上げということになりますが、来年の3月から姫路城なんかでも2,500円の値上げというような報道がされております。

一方で、姫路城については市民については1,000円のまま据置きだというようなことになっておりますが、犬山市でも市民優遇だとか、こういった二重価格の設定についての考え方というのは、議論されてこの価格になったのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

料金の設定につきましては、内部で検討を重ね、その案を基に、犬山城管理委員会でご説明し、ご意見を伺った上で上程をいたしました。

犬山城は天守が国宝に、犬山城跡が国の史跡に指定された日本の宝であり、さらには日本だけにとどまらず、世界に誇る大切な文化財です。

犬山市は文化財保護法に基づく管理団体として、これまでも適切に保存管理を行っており、これらに必要な費用は、国からの補助金を除けば、そのほとんどを入場登閣料収入で賄っています。

犬山城の保存検証のために必要な費用は、ご来場いただく皆様になるべく平等にご負担いただき、その上で、適正に管理運営し、大切な宝である犬山城を後世につないでいくことが、

文化財保護意識の醸成につながるものであるという考え方の下、料金を設定いたしました。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第54号議案、第59号議案、第64号議案ということで、3つの議案について質疑をさせていただきます。

まず第54号議案です。犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定についてということで、全員協議会資料は6から7ページになります。概要の中で、やはり利用料のことが気になっておりまして、先ほど質疑を聞いておりますと、受益者負担という言葉が出てきて、私は非常に驚いています。子育て支援で造る公の施設において、子どもたちが使う、そういったところにおいて、受益者負担なのかということで非常に驚いています。

それではまず使用料についてですけれども、やはり子育て支援ということをメインにするのであれば、少なくともやっぱり子どもたちは無料が妥当ではないかなというふうに思いますか、その点についてはどうなのか。

それから、市民と市民以外で区別されているんですけれども、その理由は何でしょうか。例えば、ほかのコミバスなんかでも、犬山市以外のところによりますと65歳以上の方は無料であれば、私たちが乗っても65歳以上の方たちは無料なんですね。そういう点で、子どもたちに関わることでも、その市内と市外で区別するという理由は何なのか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質疑にお答えします。

子育て支援の視点では、子どもたちは無料でよいのではないかということですが、市では子育て支援のほかにも、高齢者支援であったり、障害者支援など、様々な視点で支援策を行っています。

支援策として行っているものでも、使用料等が無料の施策、有料の施策両方あります。先ほどの小川清美議員のご質疑にもお答えしましたが、市の使用料に関する基本的な考えがある中で、近隣の状況や子育て支援等の在り方も踏まえ、保護者にとって子どものが無料にということは分からないでもないですが、受益者負担ということである程度の負担をお願いするということにさせていただいたものになります。

次に、市民と市民以外で区別する理由ですが、議員が言われるように、子ども屋内遊戯施設は犬山市が設置する公の施設であり、決して少なくない市費を投入して整備をするものです。そのため、少しでも市民に使ってもらえる、市民が使いやすいような施設にしたいということを考えておりますので、市外の人よりも低い使用料を設定したというところになります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

これ市民1日300円とありますけれども、これは1人につき300円という理解でよろしいのかどうか。というのは、親子で使うわけですから、1人で使うわけじゃありませんので、親

子で3歳以上の方とそれから保護者の方ということで、最低600円要るなという話なんですね。また、休日などではさらにということで、すぐ1,000円に行っちゃうなということで、そういう理解でいいのかどうか。

それから、障害者の方についても半額というふうになっていますけれども、これこそ無料にできないのかどうか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

議員が言われるよう、市民であれば、1人1日300円となりますので、例えば3歳以上のお子さんとご両親お2人で入場される場合ですと、3人で1日900円ということになります。平日です。

また、障害者の使用料につきましては、こちらは半額としておりまして、使用料を無料とすることは現在のところ考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） お諮りいたします。12番 岡村議員の質疑の途中ですが、午前11時10分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか

[「異議なし」の声起ころ]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

再 開

午前11時10分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第1類の議案質疑を続行いたします。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、再々質疑をさせていただきます。

こういった料金体系になっているんですけれども、こういった料金で、どの程度の利用人數を想定しているのか。できたら、毎日のように遊んでほしいなと思うんですけど、親子で2人で600円とか、それから特定日に当たっては500円だから、掛ける2、あるいは3ということで1,000円あるいは1,500円とかかるわけです。とてもちょっと毎日は行けないなということを思います。ですから、そういう料金体系をどのように想定しているのか。

それから、やはり公共施設というのは何かというところに立ち返る必要があると思います。住民の福祉を増進するというのが一番の大きな目的なんですね。それで全て無料ではないとしても、みんなが使いやすい、家庭の事情によっていろいろ経済的に大変な子もそうでない子もいる、そういう中で、やっぱりみんなが利用しやすいというのでなければ、私はいけないと思うんですよ。そういうところから、この公共性というのが非常に低下するので

はないかなというふうに思っているんですけれど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再々質疑にお答えします。

プロポーザルの資料では、想定する入場者数についての提案を求めておりますので、その提案での想定に入場者数をお答えします。

年間でおよそ3万4,000人の入場者数を見込んでおります。この提案は市が示した使用料と同額の利用料金方式を想定したものになっております。

また、使用料の金額によって公共性が低下するのではないかとのご質疑ですが、他の公共施設でも使用料を徴収している施設もありますので、使用料徴収するだけで公共性が損なわれるということはないと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目です。利用者の範囲ということで、この議案の第7条のところに触れられているんですけれども、保護者等のない児童は、子ども広場を利用することができないとされておりますけれども、親子で楽しんでいただくということはあるんですけど、これをきちんと規定したという理由は何でしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

この施設は、「はしる・ふれる・かんがえる」子どもも大人も楽しい全天候型キッズスペースをコンセプトに事業提案を募集して、整備を進めているところです。子どもと大人がともに楽しみ、同じ時間、空間を共有し、遊びを創造できる、さらには子どもが安全に遊んでる間に、大人もリラックスできる、そのような施設を目指しており、保護者等と子どもが一緒に楽しんでほしい、子どもが自由に遊ぶ姿を見て、子どもの成長を感じてほしいという思いから提案をさせていただいたような条件としております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

親子で楽しむということは分かるんですけども、12歳以下の子どもたちと言っても、低い年齢のお子様と、それから高学年の子どもたちというのは随分と状況が変わってまいります。例えば高学年の子どもたちというのは、もう思春期にかかるてくるわけですから、お父さん、お母さんたちとも行きたくないという言うような子もいるでしょうし、そういうった場合もあるのではないかと思います。

また、あそこの商業施設の特徴というのか、ご近所の方も非常に利用されているわけですけれども、保護者が商業施設でお買物をしている間に、子どもたちが、あるいは子ども1人ででも、このキッズスペースで遊ぶということも、そういう柔軟な利用も考えてもよいのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、この施設は子どもと大人が共に楽しんでもらえる空間づくりを目指しております。子どもだけでの利用を認めると、保護者の目というものがなくなりますので、より多くの人員を配置する必要が生じるなど、管理体制にも大きな影響を与えると予想されます。当然、指定管理料にも大きく影響を与えると考えられます。そのため、現時点においては、子どものみの利用を認めるという考えは持っていません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、次の議案に移ります。第59号議案、犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正についてです。全員協議会資料の15ページとなります。

私もこの改定料金を見て、一般の方が550円から1,000円、それから小中学生は110円から200円ということで、物価の高騰などを考えれば理解できるなということは思っておるんですけども、ただし市民ですとか、それから高齢者の方たちについては、割引があつてもいいのではないかなど思います。

先ほどの他の議員のところで、市民については了解をいたしました。高齢者の方については、そうやって料金を安く割引などをできないかなという点が1点と、それから、先ほど畠議員の発言の中で、姫路城が2,500円ということがありましたが、ほかのお城の料金の状況についてお示しいただきたいと思います。それで、犬山がどの辺のレベルになるのか、そういったことをお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

さきの畠議員にお答えしたとおりなんですけども、犬山城の保存管理につきましては、そのほとんどを入場を登閣料の収入で賄っているところであります。犬山城の保存継承のために必要な経費は、ご来場いただく皆様に平等にご負担いただき、適切に保存管理して、犬山城を後世につないでいくことが、文化財保護意識の醸成につながるものであると考えております。

なお、この割引に代わるものというわけではありません、そういう意味ではありませんが、無料開放日を現在の防災訓練日以外にも追加するように検討を進めておるところです。また、小中学生の子ども料金につきましては、教育文化の向上や将来の担い手の育成、家庭の経済的負担の軽減等、教育的、社会的意義を重視して、子どもが来場しやすいように料金を設定しているところです。

次に、ほかの国宝4城の価格につきましては、彦根城は大人1,000円、小中学生が300円、松本城は大人の紙チケットが1,300円、電子チケットは1,200円、小中学生が400円、松江城は大人が800円、小中学生は400円、ただし市民はそれぞれ半額であります。姫路城は令和8年3月1日に改定予定で、大人、市民が1,000円市民以外が2,500円、18歳未満は無料というところです。

犬山城の大人1,000円、小中学生200円という今回の改正案につきましては、他の国宝4城

と比較しても高過ぎる金額ではない、適正な価格の範囲であると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） そういう状況を確認をいたしました。

次の議案に移ります。第64号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定についてです。全員協議会資料の23、24ページです。

この中で、まず1点目として、指定管理者制度の必要性があるのかというところなんですが、公の施設の指定管理者制度の、やはり根本的な問題として、市営でやる場合は物的経費と、それから人件費がかかるだけです。ですけれども、そういうものの物的経費とそれから人件費、そして利益というものが必要になってきます。そして、そのやはり委託先の利益を確保するだけの人的経費が削減されるということも挙げられると思うんですね。ですから、この指定管理者制度導入に当たっては、市営ですとかほかの方法についても検討があつて決められたと思うんですけども、そういう状況についてお示しください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

令和6年11月定例議会で岡村議員の議案質疑でもお答えしておりますが、施設の管理運営方法については、事業手法の比較検討や事例の調査を行っております。その上で、直営よりも指定管理のほうが民間の経営のノウハウを活用することで、コスト削減や利用者ニーズの迅速で柔軟な対応が期待できることから、指定管理者制度を採用するものです。

また、同じく令和6年11月定例議会の民生文教委員会においても、検討経緯についてはご質疑をいただきしており、指定管理者導入に当たりましては、直営と委託、指定管理者、この3つを比較して検討してまいりました。その評価としましては、サービス水準の向上であつたり、費用の面、あと事業の実現性、こういった項目で評価をいたしまして、内部で協議をし、最終的には市長の決裁を受けて決定をしましたとお答えをしております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 今のお答えの中でもありましたけれども、民間のノウハウを活用ということがよく言われます。しかしながら、その全てのノウハウが民間事業者にあるのか、またノウハウとは絶えず変化するものだと思っています。

1つの事業者が、そのいろいろな分野でトップで居続けるという保証はないんですね。また、途中で別の事業者がノウハウを持つような場合もあります。また、この指定管理者制度を考えていく上では、やはり様々なリスクを自治体が背負うことになるんです。この指定管理制度も全国いろいろ調べてみると、失敗しているところも結構あって、急に倒産してしまったりとか、そういうことではまた直営に戻すなんていうこともあるんです。

それと、この指定管理者制度を取り入れていくことで、自治体にそのノウハウが蓄積されないということも私は非常に問題と考えますけれども、その点についてのご見解をお示しください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

まず、前段の全てのノウハウが民間事業者にあるのかについて、私からお答えさせていただきます。

ノウハウというものは、全てが民間事業者にあるわけではありません。当然、自治体が有しているノウハウもあります。民間のノウハウを活用する上で大切なのは、そのノウハウを十分に生かせるのかということだと考えております。

今回、議案を提出している子ども屋内遊戯施設については、近隣はもとより、全国的に民間で運営が行われている施設です。

今回指定をお願いしている株式会社フレーベル館は、関東を中心に、8か所の遊戯施設を運営しております。それらの施設を運営してきたノウハウは、本市では有していないものです。子ども屋内遊戯施設は、株式会社フレーベル館が培ってきたノウハウを活用することで、より子どもも大人も楽しめる施設として運営することができると確信し、今回の議案を提出したものになります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 指定管理者制度全般に関して、経営部長から答弁させていただきます。

初めに、当市の指定管理者制度に対する考え方を申し上げますと、同制度の採用に当たっては、施設の設置目的や特性から、民間の知識やアイデアなどの活用が大いに期待できるものに限っていまして、それ以外について市が直接管理運営することが適切と考えられる施設については、市が必要なノウハウを身につけながら、管理運営を行っています。

それでは、ご質疑の内容に移ります。

民間のノウハウを活用して施設サービスの向上や管理経費の節減などを図る指定管理者制度では、絶えず変化する市民ニーズや社会情勢に対応していくことが特に求められます。このため指定管理者の指定は地方自治法の規定により、期間を定めて行うこととされており、指定期間終了後も指定管理者制度を継続する場合には、その都度、新たな要件により指定管理者を選定し、議会の議決を得て、最適な民間事業者等に施設の管理権限を委任する仕組みとなっています。

また、市にノウハウが蓄積されないとのご指摘についてですが、指定管理者制度を採用する施設では、その選定過程や指定管理者との協議の中で、様々な提案事案や考え方につれてる機会に恵まれます。これらの経験を通して、指定管理者のノウハウが市に共有され、市が直接管理運営する施設にも還元され、生かされていくものと考えます。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目に移ります。公の施設指定管理選定審議会において、評価の方法は適切だったかということで、全員協議会資料の23ページの選定経過のところに、第1回、そして第2回のそういった審議会が行われたということが書かれております。

それで、質疑なんですかけれども、この審議会において、前回の議会のときにもその資料を見ましたけれども、評価が適否とされておりました。プロポーザルのほうは点数でしたけれ

ども、なぜこれプロポーザルと同様に点数にしなかったのかという点と、それから、こういったときにプレゼンテーションで様々な提案がされたと思うんですけども、そういった内容はどうだったのでしょうか、お示しください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

公の施設指定管理者選定審議会において、点数ではなく、適否を採用した理由としましては、D B O方式で指定管理者制度を採用したため、プロポーザル審査委員会と公の施設指定管理者選定審議会の2つの機関の審査を受ける必要が生じましたが、この2つの機関の点数配分の設定が困難であったということが理由の一つになります。

また、指定管理者につきましては、今後5年間にわたって施設の管理を委ねていくことになりますので、プロポーザル審査よりも長期的な視点に立った審査が必要となります。

その中で、単純に点数制とすると、ある項目の点数が致命的に低く、5年間管理を任せると懸念が生じても、プロポーザル審査と合算した場合、最終的な点数で判断することとなり、その致命的なポイントが紛れてしまうおそれもありました。

これらの点から、今回の公の施設指定管理者選定審議会の審査項目につきましては、点数ではなく、適否で判断する方式を採用しました。

次に、プレゼンテーションの内容についてですが、2つの提案者がそれぞれ4名ずつ出席しました。なお、実施に当たりましては、時間をずらし、待機室も設けて、提案者同士が顔を合わせることがないよう注意を払っております。

株式会社スペース・株式会社フレーベル館共同事業体からは、全国唯一「犬」という文字のつく自治体であるということから着想を得て、犬のシンボル遊具や木曽川や祭りの山をイメージしたデザインについてのプレゼンテーションがなされました。

もう一つの事業者については、提案内容が営業、販売活動に該当する情報と判断しておりますので、その内容をお答えすることはできません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきたいと思います。

この第1回、第2回と行われました審議会、これと同じ日にプロポーザルの審査会も行われていました。12月25日とそれから3月3日ですね。それで、委員の一覧とかを見たんですけども、そのうちのお二人の方がプロポーザル審議会と重複しているんですけども、そういうことについては問題はなかったんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

議員が言われるように、公の施設指定管理者選定審議会の委員5名のうち2名についてはプロポーザル審査会の委員も行っております。プロポーザル審査会も公の施設指定管理者選定審議会も非公開で行っており、委員には守秘義務が課されております。そのため、プロポーザル審査会の審査内容を公の施設指定管理者選定審議会の場で発言することはできません

ので、委員が兼務していても全く問題がないと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、3点目に移りたいと思います。

指定管理料のことについてですけれども、上限は2億円ということになっておりましたが、提案価格ということで1億9,229万円ということになっています。これというのは、どういったものの内容の積上げでこのようになったのでしょうか、お示しください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

指定管理料の算定につきましては、募集要領において、指定管理者が行う業務に要する経費から指定管理業務に伴う収入を差し引いたものと定めて募集を行っていますので、その区分に合わせてご説明をします。

お答えする数字はあくまでも提案時の内容ですので、議案をお認めいただいた場合は、今後精査、調整を行った上で、指定管理料を決定しますのでご承知おきください。

まず、指定管理者が行う業務に要する経費につきましては、5年間で均一になりますが、年間4,894万円、5年間で2億4,470万円となります。内訳としましては、人件費がおおむね75%の約1億8,500万円、事業費が約6,000万円となっており、事業費の内訳は、交通費や事業の講師料、消耗品、修繕料などの運営費等になっております。

一方、指定管理業務に伴う収入につきましては、先ほどお答えしました入場者の見込みに基づくもので、若干年度ごとに変動はありますが、年間1,000万円を少し超える程度、5年間で5,240万円ほどを見込んでおります。

2億4,470万円の経費から5,240万円の収入を差し引いた1億9,290万円が、全員協議会資料に記載した指定管理料ということになります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございました。再質疑です。

その下のところに、主な事業提案ということが書かれております。運動、体験、製作、セミナー、工作キットなどのイベント開催、表現活動サポート、遊びが広がる環境設定ということですが、これらについて具体的にお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

全員協議会資料に記載した主な事業提案ですが、1つ目のイベント開催については、市のコンセプト「はしる・ふれる・かんがえる」に即した提案がされました。「はしる」では、体操イベントやはいはいレースなどの体を動かすイベントを、「ふれる」では、集団で大量の積み木を使った遊びや乳幼児向けのアート体験イベント、「かんがえる」では、幼児教育や遊びの専門家を招いたセミナーや工作キットを用いたイベントが提案をされております。

2つ目の表現活動サポートでは、子どもの年齢に合わせたワークショップの開催や、製作コーナーに、月ごとにテーマを用意することで、子どもたちの表現する力を伸ばすサポート。

3つ目の「あそび」が広がる環境設定では、子ども広場のスタッフが、子どもたちの遊びの案内人としての役割を持ち、子どもたちが主体的に考えて遊べる環境づくりを目指しているところです。例えば、積み木を中途半端に積んでおく、レールを少しつないで上に電車を置いておくなど、子どもがそこから遊びを発展させられるような環境設定が提案をされております。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 議長、着座にて質疑させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） はい、承知しました。今日も明日も着座で行ってください。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。6番、島田亜紀です。私からは、第58号議案、犬山市手数料条例の一部改正について、1件質疑させていただきます。全員協議会資料12ページ、13ページです。

特例措置として、令和7年12月1日から令和8年4月30日までの期間に限り、1通10円とありますが、市民への周知はいつ頃、どのような形でされるのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

先ほど畠議員の質疑でお答えしたとおり、まずは、これまでの周知を引き続き行ってまいります。

その中で、市公式LINEやチラシについては、まずは試してみようという気持ちになるよう、内容は見直していきます。

また、市民が市民課へお越しいただき、フロアマネジャーが用件を伺った際に、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請をする方であれば、申請する前に期間限定で10円になると、その後も100円になること、コンビニ交付の案内をしていきます。

そのほかに、同時期には、市役所の窓口受付時間の短縮も予定されており、より効果的な情報提供、情報共有となるよう、タイミングなど合わせて周知することを考えております。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 再質疑します。

1回だけでは周知できないと思いますが、どのような予定か質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質疑にお答えします。

議員おっしゃるとおり、1回だけでは駄目ですので、これまで火曜延長であるとか、日曜市役所の折にも毎回行っておりますので、こちらについては引き続き毎回していくということで予定しております。

◎議長（大沢秀教君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からは、第54号議案、犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑させていただきます。

まず、1点目です。まず、独り親世帯、多子多胎世帯の費用面などの配慮はあるか。障害児の方についての配慮については、こちら書かれておりましたが、独り親世帯、多子多胎世帯への配慮についてお伺いします。質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

まず、独り親世帯に対しては、児童扶養手当や市遺児手当、母子父子家庭医療費の助成など支援策を実施しています。しかし、保育園、放課後児童クラブについては、入園や入所の判断については、独り親世帯であることを考慮しますが、保育料や手数料については、独り親家庭であることを理由とした軽減や免除等の措置は行っておりません。そのため、子ども屋内遊戯施設についても、使用料については減免や免除等を行う考えはありません。

一方、多子多胎世帯に対しては、市の独自施策として、令和3年度より、犬山産の米の配布など、多子多胎世帯に対する様々な支援を行っております。そのため、具体的な方法は検討中ですが、例えば一定の回数を無料とするなど、何かしらの施策は取っていきたいというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再質疑いたします。

どうしても多子多胎世帯であったり独り親世帯であったりは、どうしてもお子さん的人数であったり、孤独というか、お母さんの孤立というところにつながることが懸念されるんですが、そこが孤立させない支援というところの観点は、この子ども遊戯施設の中に入れていくおつもりはあるのでしょうか、再質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質疑にお答えします。

多子多胎で人数が多いというようなところで、孤立というところの点では、ある程度無料の制度を入れて検討はしておりますが、独り親世帯に対しては、若干そういうような孤立をなくすというようなところの視点は、少し入ってはいないというところになります。

すみません、追加で。そのために施設のところに相談室も設けておりますので、そちらの相談室を使っていただければと思っております。こちら相談室に対しては、遊戯室の中にあるのではなく、外にありますので、そちらのところについても利用していただけたらなというふうには思っておりますので、よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 次の質疑に移ります。

夏休みの長期休暇中には、小学生の利用がまた増えるかと思われます。繁忙期の混雑の緩和であったり、もし延長など柔軟な運営を検討されているかの工夫などがありましたら、質

疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

議員が言われるように、夏休み等の長期休暇中は利用者が増加し、混雑することが想定されますので、混雑状況については、新たに開設をする専用ホームページで周知のほうを行う予定にしております。

また、子ども屋内遊戯施設においては、入場者数の上限を設定した運営を行っています。入場者数の上限を子ども100人として、満員となつても、子どもが動き回れる空間を確保する予定としております。

入場者が上限に達した場合には、入場規制を行い、来場者にはお待ちいただくことになります。その場合は、店頭はもちろん、ホームページでも入場規制の周知を行っていく予定としております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 承知いたしました。

では、3つ目の質疑に移ります。先ほどより相談室への質疑が多くなされていますが、相談室の方は専任ではなく、組合せということで承知いたしました。

そちら既存の子育て支援センターだったり児童館というものが市内には幾つか存在しますが、どういった役割の分担をされるのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

ビアンキ議員のご質疑でもお答えしましたが、相談室の相談員については、専任の相談員を置くのではなく、組合せとして、相談員を配置するという形で進めております。

こちらいろいろ家庭児童相談室や子育て支援センターで現在行っている相談窓口の相談員を配置するということですので、役割の違いということではなく、遊びに来た際にちょっと相談してみようという場所が増えたというようなイメージを持っております。

いずれにしましても、気軽に相談ができ、相談の内容に応じて、より適切な相談窓口や支援機関につなげるようなものにしたいというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。再質疑いたします。

先ほど岡村議員の主な事業提案の中で、「はしる・ふれる・かんがえる」といった具体的なはいはい競争であったり積み木であったりというのが出たんですけど、その中から子育てをしているときに、お母様たちが気づかないような視点というものが、恐らく支援員、専門員の方だと気づかれることがあるかと思うんですが、専門員の方からそういうお母様方への声かけ、相談に行くという観点ではなく、相談員の方がお母様に何らかのサポートをすることはあるんでしょうか、ないんでしょうか、再質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質疑にお答えします。

その内容はあるということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再々質疑させていただきます。

その場合、保健センターなどとの連携はあるというか認識でよろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

内容につきまして必要があれば、保健センターにつなげるというようなことにしておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） それでは、4つ目の質疑に移ります。

子どもの安全面の観点から、近隣施設では年齢ごとにエリア分けをしていったりとか、それで安心感を保護者の方に与えているという事例がございますが、こちら施設内のエリア分けについてのお考えはあるのでしょうか。例えば年齢別のゾーニングは検討されているのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

議員が言われるように、子どもの安全面という視点では、年齢別のゾーニングは効果的だと考えております。そのため要求水準書でも、ゼロから2歳児程度までの子どもが安心して遊べる空間のゾーニングを求めています。

現在、設計協議を行っているところですが、施設内のゾーニングとしましては、プレーゾーン、見守りゾーン、アメニティゾーンを設定しております。

プレーゾーンでは、犬のシンボル遊具を中心とした体を動かすアクティブエリアと、積み木やパズルなど想像力や手や指の発達をサポートする知育エリアを設ける予定になっております。

見守りゾーンにつきましては、大人がゆっくりと子どもを見守られるような空間とともに、ゼロ歳から2歳程度の子を対象としたベビーエリアを設ける予定です。大人の目が届きやすいゾーンに柔らかいクッション素材のブロックで囲まれたベビーエリアを設けることで、子どもの安全性の確保につながると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 承知いたしました。

続きまして、2つ目の第60号議案、犬山市の子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について、質疑いたします。

こちら今回の改正により、第2子の保育料が年齢区分を問わず無償化されるということが明示されております。これまで第2子の方が半額だったり一部軽減であったりというのに

とどまっていたのが、無償化となるということで、中間層を含めた方々の負担軽減につながると考えました。非常に大きい効果だと思います。こちら新たにどれぐらいの世代の方が負担軽減されるのか伺います。質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ただいまのご質疑にお答えします。

令和7年4月現在で入園している第2子の全体の人数は150人になります。そのうち今回の改正により38名の児童が新たに無料または半額の対象となります。無料につきましては32名、半額については6名ということになっております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。

2つ目の質疑に移ります。制度開始から対象者が増えるであろうと思うんですが、ここまでが無料であつたら、ここから働くとかいう、本当に働きたいけど、どうしても保育料にお金がかかるから働けないというお母様の切実な思いもありますので、対象者が増加していくことで、また市の負担額が見込まれるということも懸念があるんですが、その対応をどのように考えているのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ただいまの質疑にお答えします。

今回の改正により、保護者から市へお支払いいただく保育料が半額負担や全額負担から無料であつたり、全額負担から半額負担になることで、保育料としては、予算額で254万1,000円が当初予算から減額となります。これは議員ご指摘のとおり、保育料だけ見ますと、市の歳入が減額となることから、市の負担が増えるということになります。

今回の愛知県の改正の目的は、安心して子どもを産み育てるこことできる保育サービスの充実とし、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の3歳未満児の保育料を無料化、または軽減する市町村に対して、その経費を助成することとされました。所得制限はありますが、これまで保育料を負担されていた世帯において、保育料が半額または無料となる点においては、まさに子育て世帯の経済的負担軽減に資する事業であることは言うまでもありません。

したがいまして、愛知県の補助制度を活用し、保育料歳入の減額相当分のうち、補助率の2分の1相当額127万円の県補助金を歳入として予算の計上をしております。そのため市の負担としては事業費の2分の1を一般財源として賄うことになりますが、県の補助金を活用することで、今回の第2子保育料無料化事業を進めていきたいと考えております。

また、今後、来年度以降についても、負担額が増大する可能性はありますが、事業費の2分の1の負担で、保育料も無料化の事業が進められますので、財政的には少し負担にはなつてしまいますが、引き続きこの補助事業を活用していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、11番 岡 覚議員。

◎ 11番（岡 覚君） 私から第61号議案と第62号議案について、質疑をさせていただきます。

第61号議案、犬山市都市公園条例の一部改正について3点、1個ずつお願ひしたいと思います。

改定前の使用料はどう決めたのか、ここでちょっと間違いがありまして、施設整備費が基本になったと思うがということで、いわゆるイニシャルコストが基本になったと思うがということでしたけれども、実際には維持管理費、ランニングコストに対して決めているということですが、そのときの受益者負担率の計算式と値はどうか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

改定前の多目的スポーツ広場の使用料については、直近4年間の維持管理経費を基にして、利用可能時間と使用面積から算出し、受益者負担率50%として積算し、2時間当たり4,820円の利用料金を設定しています。

なお、令和6年度の使用料収入としては366万5,720円です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎ 11番（岡 覚君） 分かりました。

次に2点目、今回は次回の改修工事に係る経費に充てるためとしております。それは改定分プラス分の金額だと思いますが、それでいいのかどうか。その場合の受益者負担率の値はいかがか、お示しください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

改定後の使用料の積算については、改定前の令和4年度から令和6年度の維持管理費の平均値を基にして、維持管理相当分に加えて、今回的人工芝張替え工事費を減価償却期間で案分した1年分を基に、上乗せ料金を積算し、2時間当たり9,070円としました。いずれも受益者負担率は50%として積算しています。

ただし、市外の料金につきましては、受益者負担率は60%という形になります。

なお、令和8年度の使用料収入としては、試算として943万970円を見込んでいます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎ 11番（岡 覚君） 分かりました。

3点目ですが、いわゆる利用者の使用料は、今までの指定管理者との契約では、指定管理者のほうに全額入ると、そのうちの一部10%を協力金という形で市のほうにバックしてもらうという契約だったと思います。

今は1番、2番とも受益者負担率ということをおおむね50%って出してもらいましたけれども、この契約が生きているとなると、実際に2番目の人工芝の張替えについては、犬山市に入ってくるのはその10%ですので、今までの契約どおりだとすると、払っている利用者の

ほうは、いや、かかっている費用の50%を我々負担しているということになるんですけれども、実際に犬山市に入ってくるのはその10%ということになると、5%になるんかな、しか入らない形になっちゃうんですね。これは前々から問題だと思っていましたけれども、今度こういう形で分割してでも、次の修繕工事に關わる経費のための受益者負担金という形で使用料を頂くということに契約を改定しないと、改善しないと絶対まずいというふうに思っているんですけども、これについてはどのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

現在、令和8年度からの新たな指定管理者選定に向けた公募の準備を進めており、今回の人工芝改修工事相当分に係る上乗せ分の使用料収入については、100%市に協力金として納入いただくように変更する予定をしております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員、再質疑ありますか。

岡議員。

◎11番（岡 覚君） それは新たな指定管理者を募集するときの要綱にもきちんと入れて、間違いないくそういう形で契約できるような手法を取っていくというふうな理解でいいのかどうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

そのような形でしっかりと明記をして、令和8年度からの公募の準備を現在進めておるところです。

◎議長（大沢秀教君） お諮りいたします。11番 岡 覚議員の質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第1類の議案質疑を続行いたします。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、全員協議会資料から4点質疑をさせてください。

1点目と2点については、合わせてお願ひいたしたいと思います。

経費回収率を令和4年度決算値で67.8%としているが、その詳細を計算式に数値を入れて示してほしい。

2、令和5年度と6年度の経費回収率の計算値も示してほしいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

経費回収率は、汚水処理に要する経費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを示した指標です。下水道使用料収入額割る汚水処理費で経費回収率を計算します。令和4年度決算額に当てはめますと、下水道使用料収入の決算額5億2,029万円を、汚水処理費の決算額7億6,721万6,000円で割りますと67.8%となります。

続きまして、2点目の質疑にお答えをします。令和5年度決算値67.6%、令和6年度決算値67.3%となっております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。それで再質疑させてほしいんですが、経費の回収率を100%に近づけたいということありますので、下水道使用料収入、分子を減らすか、分母の汚水処理費を減らすしかないというふうに思っています。下水道使用料収入、分母のほうを今、議案で出ているように25%、さらには50%上げていこうということでありますけれども、何とかその方法に再検討ができないかということで言うと、汚水処理費、分母のほうを減らす努力をしなければならないというふうに思っています。

そうなってきますと、汚水処理費というのは、これは県のほうの運営で行っている形になりますので、なかなか大変だとは思うんですけれども、例えば流している市や町の職員やいろいろな方々の協力も得て、汚水処理費の減少させる、そのための精査を行うということは、私は大事なことだというふうに思っています。多分この汚水処理に係る経費の大半が、モートルの動力や薬品関係だと思うんですね。

例えば、いろいろな家電製品を見ていますが、性能がよくなっています。例えば冷房施設に、音響施設にしましても、冷蔵庫にしましても、そういう状況になってきています。私もこういう施設は少し経験があるんですけども、攪拌の動力を減らしても少し大丈夫だとか、冷気と言いますが、汚泥のところの減速比率を上げて動力を減らしても大丈夫だとかということがあると思います。モートルの交換のときにそういうことをやるとか、しかし、電力そのものが上がっていくから、なかなか追いつかないだろうなとは思うんですけども、そういう努力だけは私はすべきじゃないかと。今までもう県に任せっきりお願いしつ放しで、市のほうがそこに見に行ったり、書類も精査したりということはなかったと思うんですけど

も、そういう努力をすべきではないかというふうに思いますが、その辺いかがか質疑をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再質疑にお答えをします。

汚水処理費は、愛知県が管理する下水処理場で下水を処理した流量に処理単価を掛けて算出した金額を支払っています。

この処理単価は、愛知県が流域ごとにおおむね3年間に一度、期間内の処理に要する維持管理費用を積み上げしたものを、関連市町の処理見込み量の合計で割って算出しており、処理単価の改定の際には、愛知県から関連市町に協議が行われています。

処理単価を少しでも安くするため、愛知県に対して、協議会などを通じて、さらなる経営努力を行っていただくよう申入れを行っていきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。努力をしてほしいと思います。

処理水量に関しては、後でと言いますが、3のところで触れますので、そちらのほうもやはり減らす努力はしていくべきだというふうに思っています。

質疑の3点目、総務省の地方公営企業繰出金についての通知では、不明水の処理に要する維持管理費に相当する額となっているということの中で、実は私が少し勘違いしていました。こここの読み違いがありました。総務省の通知によりますと、下水不明水の処理に要する経費ということで、（2）の繰出しの基準で、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額ということで、私はこのよく県の基準で15%というのが、これを超える分が汚水処理費に入っていると思ったらそうじやなくて、15%が汚水処理費のほうに入っているということでした。これは当局からも教えてもらいましたし、先ほどの小川清美議員の質疑の答弁でもこうした数値が明らかになりました。15%分で、この分母のところに5,470万円入っているということも分かりました。こういう認識でよろしいのかどうかですね。

加えて再質疑をお願いしようと思ったんですが、こういう私の認識でオーケーということであれば、この15%分については、一番最初のときのこの見込みだと思うんですけども、要するにもう15%分は地下水であっても汚水費の処理費なので、市民はそんなに汚水は出してないかもしれませんけども、15%分多く使用料に上乗せしてくれよという話ですよね。これの再検討が、再申出ができるのかできないのか、協議ができないのかどうか、再質疑にお願いしようと思っておりましたけれども、この点をお願いしたいというふうに思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えをします。

先ほど岡議員からも紹介があったんですけれど、総務省通知である地方公営企業繰出金において、不明水の処理に対する費用は、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額について、一般会計から繰り出すことがで

きるとされています。

令和4年度決算においては、この基準に基づき、不明水率34.3%のうち、計画汚水量を定めるときに見込んだ量である。15%を使用者の負担とし、それを超える残りの19.3%を公費負担としております。

それで、先ほど再質疑の予定だったということで、15%下げられないかという質問に対しても、現在進めている不明水対策である管路更生工事を進め、不明水量を縮減し、その結果を示しつつ、愛知県へ意見として出していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君）　岡議員。

◎11番（岡　覚君）　分かりました。県との関係が非常に重要になってくると思いますけれども、必要な努力を重ねてほしいというふうに思います。

4点目、市街化区域に住む市民は、最高税率0.3%掛ける固定資産評価額の都市計画税を納税しています。令和7年度予算では約7億7,000万円納めつつあるところです。

一方で、都市計画税は前年度以前に、下水道整備のために借り入れた企業債の償還金に充てていると説明しました。一般質問でも一部ありましたけれども、いま一度、令和4年度決算は幾らなのか。令和7年度予算は幾らになるのかお示しをいただきたいと思います。

加えて、都市計画税そのものは目的税で、下水道の整備と道路の整備に使われるということですけれども、市街化調整区域に住む住民も、この道路整備は恩恵があると考えるのであれば、都市計画税はもっと下水に入れられてもいいというふうに思っています。それがもしできないということであれば、都市計画税のほうを減税すべきだというふうに私は考えますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君）　答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君）　それでは、ご質疑にお答えをします。

犬山市全体の都市計画税は、令和4年度決算で約7億6,400万円、令和7年度予算額約7億7,000万円です。下水道事業の令和4年度決算額において、企業債償還額約8億1,300万円のうち、都市計画税は約4億7,800万円が充てられています。

また、令和7年度予算額では、企業債償還額約7億100万円のうち、都市計画税約3億8,600万円となっております。

◎議長（大沢秀教君）　続いて答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　都市計画税に関して、経営部長のほうから答弁させていただきます。

都市計画税は、都市計画法に基づいて都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税ですので、下水道事業はもちろんのこと、道路整備や公園整備における財源として必要不可欠なものと考えています。

目的税となりますので、その使途を広く市民に周知する必要があることから、一般会計当初予算及び決算に係る主要施策の成果報告書に、目的税の充当状況として掲載しているほか、

市広報やホームページにより周知も図っています。

個別の事業ごとの税として徴収しているわけではありませんので、充当額は、対象となる事業全て洗い出した上で、事業費案分により計算しており、特定の事業に偏った配分は行っていません。

初めに申しましたとおり、都市計画税は市が推進する都市計画事業などを実施する上で貴重な財源となっています。また、下水道事業の公債費の償還に引き続き充てるために、繰り出しを続けるという見込みにもなっていますので、当面は税率を含め、現在のままというふうに考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） そういう答えが現時点では返ってくるだろうというふうには想定していましたが、以前からこれは各地方自治体で決めれる税率だと、最高税率が0.3%、有名なのは、豊橋市が0.25%と0.05%引き下げていますし、弥富でしたかね、町のときは当然ありませんので、市になってもこれを設けずに、要するに税率ゼロ%で行っていることがありますので、やはり都市計画税の市民から見てのどう言うんですかね、払いがいのある税にしていくということで言えば、私はそういう状況がもし生まれるならば、減税というのも一つの選択肢ではないかというふうに思いますけれども、そういう考えに関してはどんな対応をされますでしょうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

現状、これからもまだ蟬屋長塚線の整備であったり、場合によってはというか、五郎丸のほうの区画整理の見込みのほうもございます。そういった整備を踏まえた上での検討材料となると思いますので、今のところ都市計画税はこのままという形で考えています。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。私からも第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、3点お尋ねしたいと思います。全員協議会資料19と20ページに掲載されております。

まず、要旨1ですけども、今回のこの使用料引上げに関しては、基本的には経常的支出にこの使用料というものを充てられるものだと、資本的支出というものには充てられないということで理解しております。この引上げ分、よく言われるのは、これから水道、下水道は管路が老朽化てきて大変だと、だからいろいろ改修しなきゃいけないということを言われるんですけども、それって資本的支出に当たるんじゃないかなと。だから、それが一応そこを確認しておきたいんですけども、老朽化対策とか耐震化とか、そういうことに充てられるものではないということでおろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは質疑にお答えをします。

使用料で賄うべき使用料対象経費には、下水道管の老朽化対策や耐震化などの工事費は含まれませんので、直接的には関係ありません。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） そうなんですよ。こういうところの根本的な誤解がまず全然解けてないもんですから、だからもっとちゃんと審議を尽くして、情報をちゃんと確認してお知らせしていかなければいけないと思っています。

再質疑ですけども、昨日の一般質問でも、一つちょっと申し上げた使用料対象経費の内訳についてです。結局答えられなかった部分なんすけども、そういうところでも、資本的支出には充てられないけども、資本費には充てられるわけですよね。資本費というのは、主に減価償却費、だから、これは経常的支出の中の資本費という枠があって、そこに減価償却費という枠があります。それに対して、昨日も言った長期受入金の戻入れという項目があって、それは主に国庫補助金とか県からのお金とか、そういうものが差し引かれて、その残った分の経費、これが2億円ぐらいです。減価償却費は大体8億6,000万円で、長期受入金の戻入れが5億6,000万円、それを引くと大体2億円幾らという金額が出てきて、それが結局、使用料算定経費に入っている。維持管理費が4億円幾ら、ほかにも金利とかがあつたりして、結局は7億5,000万円、そのうちの今使用料でいただいている部分が5億円、だから2億5,000万円足りんという話なんすけど、そこで、結局この減価償却費とかというのが、実際に発生していないお金なんですね。減価償却費というのは、もう一回どんと建築しました。それを耐用年数に従って経費として算出しておくというものんで、バーチャルな概念。だから実際に今、一般会計でどれだけ補填していて、その分が都市計画税からどんだけ、どこに充てられているかということは全然違う数字で算定されてるというのが今の実態なんです。

だから、それがはつきりしないと、本当にその分いただいていいのかどうかということが確定しないんで、そこをちゃんと確認していきたいというところで、昨日からずっとやっているんですけども、まず1つ、その上で、再質疑をお伺いしたいのは、その資本費の部分、減価償却費は、使用料算定の中で結構大きな部分を占めてきているんですけども、これ他市町との比較ってしているんでしょうか。だから、減価償却費の適正な部分がいいのかどうかというのをちゃんと比較したかどうかというのが1点目です。

2つ目です。都市計画税と一般会計からの補填というのは、その使用料算定経費の中でどこに充てられているんでしょうか。

それから、経常的経費の中に入るるのは当然なんですね。だから、資本的支出に充てられないということが今はつきりしたんで、経常的支出の中のどこかに充てられているんですけども、都市計画税からの入っている分と、一般会計から入っている分というのは、その使用料算定経費のどこに入っているのか。これ当然答えられないとおかしいですよね、だって引上げするんだから。

今も都市計画税が減税するべき、一般会計からの補填が減るかもしれないとかいう話はあるんですけども、実際に使用料を引き上げた分って、どこでどれだけ引かれるかって実際分らんですよ。それだけ使用料対象経費というのは、バーチャルな概念でやっているんで、そ

これは国の基準にのっとってやっているからそうなっているんです。犬山の今の都市計画税から幾らとかいうやり方とちょっと違うんで、国のはうは基準を設けているのは、他市町と並べて、それを比較しないといけないので、そういう基準を設けてやっているんですけども、それに合わせて犬山市がその基準に合わせてやってみたら、そしたら経費回収率が足りないから、その分を上げると言ってやっているんで、でも実際の動きとちょっとずれがあるかも知れないから、そこを検証したいわけです。だから、そこをはっきり答弁をいただきたい。

都市計画税と一般会計の補填というのは、使用料対象経費の中のどこに充てられるのか、充てられているのか。引き上げた分はどこに行くのかについて、お示しいただきたいのが2点目です。

3つ目ですけども、下水道経営戦略審議会の中で、可児市との比較というのが話題になっていました。可児市の汚水処理原価って、犬山市より2割低いそうです。その理由については、恐らく修繕費でしょうということで回答があったんですけども、これさっき岡議員がおっしゃっておられた、分母と分子の話の分母の部分、だから、これが犬山市は可児市より高いんですよね。だから、分母の部分をちゃんと検証したのかということ。犬山市より2割低い理由が、修繕費が低いとあるんですけど、じゃあ、その修繕費が低い理由って何か。工事費とかなのか、入札の関係とかなのかということについての分析をしたのかどうかについてお示しをいただければと思います。

合計3点です。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩します。

午後1時23分 休憩

再開

午後1時27分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

久世議員の再質疑に対する答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再質疑にお答えをします。

まず、減価償却費の他市町の比較なんですかけど、こちらのはうは比較のはうは行っておりません。

それから、2点目なんですかけど、都市計画税のはうは、使用料対象経費には企業債の利子分のみ入っております。

それから、可児市のことなんですかけど、可児市のはうは新しいということで、多分修繕費のはうが安いんですけど、細かい分析のはうはしておりません。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 本当正直にお答えいただいたなと思うんですけど、やっていないこ

とがすごく多いと思うんですよ。減価償却費というのは、使用料対象経費の中で、本来その建設とかというのは別の資本的支出だけど、だけど1回出したお金で、減価償却費というのは、費用として計上していくということで資本費で経常的支出で入っている。それが使用料の算定根拠になっている。これが結構割合が大きいということで、普通だったら僕は店をやってるんで分かるけど、売上上がりってきたな、やばいなと思ったら、じやあ人件費どれだけなんだ、それが原価どれだけなんだ。ほかの店と大体指標とかがあるんで、比較してどうなんだろう。それが税理士にも聞いてみて、どうですかね。人件費がちょっと高いですよ。じやあちょっといろいろシフトを考えていかなきゃいけないとかいうことをやるのが普通なんです。

だけど、今回の場合、それが減価償却費とか、そういうところって本当にこれって適正だったのかとか、将来にわたってこの今の状態がいいのかどうか、もしかしたら工事費とかが高いのかもしれないですよ。そういうことが全然検証できてなければ駄目ですよ。そういうことをちゃんとやってからじゃないと、普通だったら値上げしないですよ。という話です。

2つ目の部分の利子分のみ、これを書いてあります。大体今の決算ベースだと9,000万円から1億円で、結構その金利にすると多分逆算すると1.1%か2%で、そんなに不当には高くないとは思うんですけども、だけどそこにだけ入っていると、企業債の償還分というか、都市計画税から入っているということなんで、都市計画税から今償還で出しているお金、年間出しているお金の4億円ぐらいというのが、使用料算定経費の中に入っとらんということですね。そこをちょっと確認したいです再々質疑です。

だから今の答弁だと、利子分のみということだったんで、だから長期戻入れとかに、長期前受金の戻入れとかいう項目は、基本的には国庫補助とかなんで、企業債って借り入れだから入らんはずだし、でも差引いている分がそこだけなんで、減価償却から、だから使用料算定経費の中で、それが算定されてなければ、これ二重取りの可能性があるんです。都市計画税で、もう既に借金で建設工事をやって、それを経費として減価償却で算定して、それを経費として含めると、だけど実際にはそこに現れない数字の中で、都市計画税で企業債を償還しているとするならば、実際にお金を払っているんだけど、使用料対象経費の中で算定されてない可能性がある。そうなると、二重取りになるですよ。だから、これはめちゃくちゃ大事な話なんで、本当にどこに、入ってなければもう入ってないで、二重取りの可能性が高いと思うんですけど、そこをはっきりさせないと、とてもじゃないけどこんな議案通すわけにいかんなと思っているんで、これはちょっと答弁を明確にいただきたいんですけど、使用料算定経費の中で、どこに都市計画税って入っているのか。利子分だけだったらもう利子分だけという。ということで、再々質疑でお聞きしたいです。

可児市との比較、これも非常に重要な部分なんで、やっぱり調べるべきだと思うんですけど、これ調べてちゃんと回答いただきたいですね。じゃないと、正直これを議決するには難しいなと思うんですが、いつ頃にその分析ってできますでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩します。

午後1時31分 休憩

再開

午後1時36分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

久世議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えします。

こちらのほうは利子のみに入っております。

それから、可児市のほうにつきましては、今日、お調べをして、明日お答えをさせていただきます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） お願いします。

利子のみということは、結局、減価償却費の中で、企業債の償還というのを今やっている、減価償却費という概念と、企業債の実態のキャッシュフローの中のその償還金というのがかぶっている可能性が否定できないということだと思うんで、あくまでここはまだ検証が必要な部分だと思います。

だから、使用料算定経費のそこの概念が国の基準なんで、市の実態の今、お金の動きとちょっと違うんじゃないかと。だから、根拠がまだ明確じゃないんで、しっかり検証していくかなきやいけないよということにございます。

要旨2の質疑です。不明水についてです。

犬山市では、15%、地下水計画汚水で定めた額が、今15%ほどだということで、使用者がそれを負担している状況だということですけども、県内他市町、これは勉強会で聞いたことではあるんですが、本会議であえてまた確認しておきたいと思います。

県内他市町の状況、平均パーセントとか、15%以下になっている自治体数はどれぐらいでしょうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えします。

愛知県内の名古屋市を除く下水道実施47自治体において、不明水率は県内平均が約12%で、15%以下の自治体数は38です。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 勉強会でお聞きしたとおりですけども、これも結構衝撃的な数字ではあるので、15%というのが岡議員も適正なのかという話があったんですけども、平均がもうそれより下なんですよね。だから、それ以上の負担を使用者には既に強いている状態ということも前提に考えておかなければいけないと思います。

3つ目の要旨の質疑に移ります。佐賀市がこの9月の定例議会の中で、使用料の引上げというのをどうも検討していたようなんですが、ただ物価高対策ということで、それを上程をやめられたという報道がありました。

犬山市でも、物価高対策は大事だなと思って、一般質問を行いましたが、今回の引上げを仮に一定期間見送った場合に、何か支障はあるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、久世議員の質疑にお答えをします。

今回の料金改定を見送った場合、引き続き、一般会計からの繰入金を含めて事業を運営することとなります。その場合の一般会計からの繰入金額の見込みは、改定した場合と比較して、令和8年度で約1億6,000万円、2回目の改定を予定している令和11年度までの4年間で、累計約7億8,000万円の増加となります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） あくまで予算的な話で、実務上の支障とかは特にないということですね。だから、別に不可能ではないと。だから、資金ショートしてパンクしてしまうということではないということですね。一応確認で再質疑をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再質疑にお答えをします。

実務上の話を申し上げますと、仮に今回通った場合、周知期間を6か月ほど設けているんですけど、そちらのほうが短くなるという可能性があります。

それから、使用料収入が不足したまま、税金で補う形が継続すると、犬山市のほかの施策に使える一般会計のお金が圧迫され、住民サービスの低下を招くおそれがあります。値上げを先送りすると、必要な投資や更新が先延ばしになり、将来的に大きな負担を一時に住民に強いことになります。審議会も、急激な負担増がないよう、段階的に値上げすべきと提言しています。

また、市街化調整区域にお住まいの方は、汚水処理において、合併処理浄化槽を設置し、定期的な維持修繕を自費で行い、全て自分たちで負担をしております。このまま公費投入をし続けると、下水道供用区域にお住まいの方との間にさらなる不公平感の増大につながります。

受益者負担の原則から、不足している分に充てている公費投入を減らし、公営企業が必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくために、今回の料金改定はやむを得ないものと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 話いっぱい出てきましたけどね。ちょっと余計なこと言わないほうがいいんじゃないですかね。

再々質疑ですけど、ちょっと大分ちょっと問題のある答弁あったと思うんだけどな。何か

合併浄化槽がどうのこうのとか、今、そういう状態だということになっちゃいますね。今、不公平なんですかね、じゃあ。

でも、向こうは向こうで補助金があつたりするからね。そういう制度設計してきたはずだと思うんですけど。現状、合併浄化槽と比べて不公平だから、こういう使用料の引上げをするということですか、これは、理由がまた変わりましたけど。それは市の見解ということですか。適当なことをしゃべらないほうがいいですよ、本当に。

あと財政的にも立ち行かなくなるみたいな話でしたけど、財政シミュレーションってこれを織り込んでやっているんですかね。2点目です。それ聞きます。

もう1個聞こうと思ったことがあったんですけど、その急激な負担の引上げにならないようにということで、段階的な引上げですけども、国、これ昨日も一般質問でぽろっと申し上げましたが、国もそういうことは想定しております、資本費だから、だから一遍に投資をすれば、それは一遍に負担がかかってくる時期が来る。だからそういうことをならしていくために、資本費平準化債という、そういう債権を発行してもいいよという枠があるんですね。それを公営企業適用で大変になる自治体が多いから、それを拡充しますということで国も用意してきているんです。だけどそれを検討した形跡がないもんですから、本来だったらそうならないように検討するはずですよね。やったんですか、それ。

使用料引上げのなだらかにすることもできるわけですし、そこでこういう債権を組み合わせることで、住民負担を減らしながら、下水道というのはもう50年単位、100年単位で使っていくものなんで、だから長期にわたってそういう負担をならしていく、散らしていくということが可能になるわけです。でも、新規の区域見直しをやめたわけだから、本来だったらそうやって、長きにわたって負担を少しずつ減らして、なだらかにやっていけば、急激な負担が増えることはないわけです。だから、今の答弁が出てくることがおかしいんだけど、だから、その資本費平準化債の適用の検討はしたのかどうかについてお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 財政シミュレーションの話が出ましたので、経営部長からお答えさせていただきます。

財政シミュレーションにつきましては、毎年夏前に各課からの要望であつたりとか、次年度以降の予定を基に積算して、積み上げして皆さんにお示ししているというのは、全員協議会でお話ししているとおりです。

そこの中には、下水道の今回のものというものが含まれていますので、今回の使用料の増額分によって一般会計から繰出しが減るというのを見込んだ状態での財政シミュレーションになっています。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再々質疑にお答えをします。

先ほどの合併処理浄化槽の話なんですけれど、下水道区域でない合併処理浄化槽区域の方は、自ら合併浄化槽を設置、維持管理をし、環境保全に寄与しております。下水道事業への

一般会計からの繰入金には、下水道が敷設されていない地区的市民の方々から徴収された税金も含まれているため、本来は下水道区域の方が受益者となる事業に公費を投入するのは基本的には望ましくないと考えております。

それから、2点目の、なだらかにという部分なんですけれど、こちらは午前中に小川議員の質疑でもお答えをしたんですけど、なだらかにした結果、今回の2回の料金改定となっております。

それから、資本費平準化債の関係なんですけれど、今回の料金改定を仮に一定期間見送った場合、料金改定した場合と比較して25%の改定率の場合は、年間約、先ほども説明したんですけど1億6,000万円、50%の改定率の場合は、年間約3億円の使用料収入が減ることになります。資本費平準化債を借り入れた場合、一般会計からの繰入金には減少となります。企業債であるため、元金、利子を将来的に償還することになります。そのため、検証した結果、短期的な下水道使用料の抑制には一定の効果はあると考えますが、長期的な視点では、新たな企業債を借り入れるということになるため、将来的な下水道使用料のさらなる上昇の要因であると判断し、現時点では資本費標準化債を利用する考えはありません。

また、資本費平準化債を利用した場合、将来に向けては返済を下水道会計で行うため、使用料をさらに上げることの要因につながり、使用者の負担が増すので、本市では利用することは考えておりません。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はありませんか。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私のほうからも、第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、1点、関連質疑をしたいと思います。

岡議員、久世議員の質疑を聞いておりまして、分母である汚水処理費を減らすべきであると、これが近道ではないかというような質疑がありましたけども、全員協議会資料の経費回収率のところに、汚水処理に要した費用ということで表現をされております。この汚水処理というところの経費の内訳、例えば人件費であったり、電気代だったり、薬剤費だったりというところがあると思うんですけど、それをお答えいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えをします。

こちらに含まれる費用は、下水管渠の維持修繕工事費、管路調査や水質検査、マンホールポンプの保守点検などの委託料、県への処理費用の負担金である流域下水道維持管理負担金、下水道への接続受付や検査等を委託する事務委託料などがあります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎ 10番（玉置幸哉君） 再質疑をお願いします。

様々な経費がそこに含まれているということは分かりました。でも、犬山市としては、そういうことも含めてそれを支払う立場にあるということで、こういった形の今回の値上げに関しては、例えば元のほうからこういった人件費、電気代、物価高騰等々のそのシミュレーションが出てきていて、犬山市としてはそれを受け今回の値上げに踏み切っているということでおよろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再質疑にお答えをします。

下水道事業経営戦略改定に当たり実施した財政シミュレーションにおいては、今後の人口推移や物価変動を見込み、維持管理に必要となる経費を積み上げて算出をしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて質疑を求めます。

岡議員。

◎ 11番（岡 覚君） 第62号議案、犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、通告していないことで、どうしてもお聞きしたいと思いまして質疑します。

昨日の久世議員の一般質問の中にも、住民の多くの方、一定部分の方に新たな負担をお願いする場合や、新たに負担増をお願いする場合、こうしたときには非常に丁寧に事前に協議をしたりしてきたと、今回はちょっと異例じゃないかという話がありましたけれども、私も長く市政に携わってきた中で、本当に今回、異例だなと思っています。

その中で、質疑の中では、ホームページ等で周知をしてきたと言いますけれども、ホームページを見ない市民が圧倒的ですし、どれだけ周知、当局のほうは周知してきたという話なんんですけども、どれだけの市民が知っているのか、下水道がこんなふうに値上げされるよというのを知っているのか。おおむねでいいです。これくらいの、例えば1割なのか2割なのか、3割の市民は知っているということなのか。

例えば、3割知っていたうちのおおむねでいいです。半分ぐらいはやむを得んねと言っているのか。今、物価高で大変生活困っているんだから、やめてよと言っているのか。その辺はどんなふうにつかんでいるのか。

それを教えていただきたいと思いますし、分からぬけれども議会で議決したら、丁寧に説明するんだと言うと、議会の負担が物すごく大きくなるんですよね。全部そういうことも含めて、議会の議決の重みはもちろんありますけれども、決めていく議員のストレスと言つたらいいのか、負担と言つたらいいのか、大変なものになっていくなというふうに思うんですけども、最初にとにかく私がいろんな人に話しかけたら、「知っている」って言うと、「まじかよ」っていう言葉が返ってきましたよね。「5割上げるんだよ」って言ったら、「まじかよ」って、多くの人がそういう感覚だと私は思っています。私が声かけた市民のほとんどが、全然知らなかつたって言っています。その辺はどういうふうに掌握しているのか。市民の周知している範囲と概略でいいです、どれくらいだと思っているのか、私も全然分か

りません。

ただ、一定部分の値上げをする。例えば、学校給食費の値上げ、私は最初から学校給食費の値上げは大賛成でした。それでも、丁寧な説明をしましたよね。協議もしました。そういう負担増を新たにやる場合、きっとそういうことやってきたんですよ、犬山の市政は。だからそういう点では、どれだけの市民が知っているか分からなければども、とにかく議案つくるて、議会のほうにあずける。国の言うこと、国土交通省の言うことは、よう聞いてきたんですけども、議案をつくる場合は、やっぱり市民からの声をきちっと聞いて練り上げなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、どれくらいの市民が、周知してきたということですから、どれくらい市民が周知しているのか、知っているのか。その中で知った方からは、「やむを得ないね」って言ってるのか、「ちょっと困るよね」って言ってるのか、その辺も含めて、概算でいいですから、どなたか答弁してほしいです。知らなければ知らないでいいですけれども。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 岡議員の質疑にお答えをします。

令和5年度から6年度にかけて開催した犬山市下水道事業戦略改定委員会の資料及び議事録のホームページ閲覧数は、合計で801回、現在ホームページに公開している犬山市下水道事業戦略のホームページ閲覧数は、令和7年3月14日から9月10日までに85回となっております。その後の8月1日の議会の手帖で、6月議会での一般質問の内容が記載されており、それが市内全戸、約3万2,000世帯へ配布しており、さらに、令和7年8月23日の新聞報道及びインターネットでの報道により、数多くの市民や市内の企業の方たちの目に触れていると考えられています。

なお、報道後の反響としては、市民の方から1件のテーマの問合せがありました。その内容は、初めは年金暮らしで生活が厳しい中、値上げすることに対する否定的なご意見でしたが、こちらからの値上げの必要性を丁寧に説明し、最終的にはご納得いただけたと認識しています。

そのほかに、下水道課に問合せがありませんので、最近の電気代やガス代の値上げとともに、下水道使用料の値上げにつきましても、先ほど申し上げましたように、議会の手帖を3万2,000世帯に配布しております。市民の方々のところには全て配布されておりますので、ほぼ理解が得られていると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今、ほんの分子の小さなお話を、担当者の期待を込めた文書で配布しているから、ほとんどの方が知っていると、おおむね知っていると、そして理解をしてくれているという思い込みの答弁だと思います。

実際に聞いてみて回ってください。私ども住民と接していますから聞くんですよ。こんなときに困るね、というのがまず、大きな声ですね。そして、知らなかつた人が、確かに最近は議会が開かれて、こういう中で、市長の記者会見の後ですか、新聞に大きく出ましたので、それからあつと広まったことは事実です。

しかし、事前に市民の声を吸い上げて聞くということじゃなくて、今回は、国土交通省、国のはうの要請に基づいて進めていくという、この図式ですから、やはり、私は今までの犬山市政の中で、市民の多くの方に、多くの世帯に負担を求める、新たな負担を求めるという、こういう行政のやり方とはちょっと違ってきてるなということを強く感じています。

そうです。副市長の言うとおり、市長から、どうしてこういう形で議案として出してきたのか、市長の思いをお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質疑にお答えをいたします。

状況については、今部長がお話をさせていただいたとおりであります。これは非常に重要な案件です。ですから、記者会見でも丁寧に、心苦しい思いがあるから丁寧に説明を重ねていきたいということを申し上げております。

この後、ご議決をいただければ、市内数か所、説明会を開きながら、ご理解をいただけるように話をしていきたいと思っております。そこには、どうして値上げが必要なんだという、そうした理由もしっかりと申し述べながら、ご理解いただけるようにしていきたいと思っています。

これから犬山づくりのためでありますし、これからの市民の市民生活につながっていくことだと思っていますので、こうしたこと丁寧に説明を重ねていきたいと思っています。

また、料金の値上げについては、当初の施政方針でも、私の施政方針の中で一部述べさせていただいておりますので、その点は思いをお伝えさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今の市長の答弁ですけれども、私が聞いてるのは、議案として、議案が議会で議決したら、丁寧な説明をしていくというんでなくて、議案として提出する前に、そういうことを今までの市政はやってきたんすと、それが犬山の私はいいところだったと思っていますけれども、そういうことが今回欠落していたんじゃないですかということを言ってるんですが、それに関してのコメントはないんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 再々質疑に対する答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 再々質疑にお答えをいたします。

こうしたご指摘は重く受け止めていきたいというふうに思っています。こうした上で、しっかり市民の皆さんに説明を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」の声起ころ]

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。よって、第1類、第54号議案から第66号議案までに対する質疑を終わります。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午後2時10分まで休憩いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

続いて、第2類、第67号議案から第74号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からは、第67号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）から1点お伺いをいたします。

歳出では9款5項7目市民文化会館費、議案書では62、63ページ、全員協議会資料では44、45ページということになるかと思います。

その工事の件でございますが、安全確保のための特定天井改修ということになっております。その工事内容と、それから、概算の工事費を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

特定天井とは、吊り天井のうち、一定の条件を満たすものを指し、高さ6メートル超、水平投影面積200平米超、部材の単位面積の質量が1平米当たり2キログラム超のものが該当し、震災時の脱落による被害を防止するための対策が義務づけられており、市民文化会館、南部公民館では、文化会館大ホールと南部公民館講堂がこれに該当します。

安全確保のための特定天井の対策工事は、幾つかの手法がありますので、基本設計時に工法検討を行い、最も安価に対策が可能な天井の真下に落下防止用のネットを取り付け、人的被害を防ぐネット工法を予定しています。

これは、大ホールと講堂の壁裏及び天井裏のコンクリート躯体にアンカーを打ち、壁及び天井の表面まで支持材を延ばします。その支持材にワイヤーを張り巡らし、ネットを天井面全体に設置することで、天井材が落下しても、ネットで受け止め、客席の安全を確保するものです。ネットはポリエスチル製を予定しており、天井の面積は市民文化会館の大ホール約880平米、南部公民館講堂約258平米、合わせて約1,138平米で、この工事費につきましては、大ホールと講堂を合わせて、概算で約9,000万円を見込んでいます。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からも第67号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）について、1点お尋ねをしたいと思います。全員協議会資料39ページ、40ページのほうをご参照いただきたいと思います。

民間保育園運営委託についてあります。

今回、これ歳入歳出を見ていただくと分かるんですけども、結構大きな額になっています。令和7年度の決算で、この民間保育園の運営委託については、2億9,000万円ほどで出ておりました。

今回の補正が年間のその2億9,000万円に対比すると、非常に大きな額になっているもんですから、その理由と委託料についての説明をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

まず初めに、委託料の説明をしたいと思います。

委託料につきましては、保育を必要とする児童がいる場合には、市町村において保育を実施する義務があります。これは市町村が直接実施するだけではなく、民間等に委託することも可能になっております。このため市では、現在、白帝保育園と犬山さくら保育園へ保育事業を委託をしております。

この委託料の積算につきましては、保育園を運営するための必要な経費として、国が定める基準を基に、子供1人当たりの費用、これを法定価格と言いますが、この価格が国から示されます。計算方法は、この基本単価に処遇改善加算をはじめとする様々な加算を積み上げていき、出てきた価格に園児数を掛けた積上げの金額ということになります。これが委託料の内容になります。

次に、今回の補正で、前年度の決算額から考えると、補正額が大きいのではないかということですが、こちら主な理由としては、委託料の算定の基礎となる公定価格の上昇が挙げられます。

昨年度の人事院勧告に伴う人件費アップを反映し、今年度の公定価格の基本単価、こちらについては約9%ほど増額となっております。このほかにも保育士の処遇加算などの単価についても連動して上昇をしております。

加えて今年度、人事院勧告でもまた給与が大幅に引上げというような報道もされておりますので、この冬に行われると予想される単価の改定分を見込みまして、令和7年度の決算見込額は、前年度の決算額の1.3倍の約3.8億円というふうに予想を現在しております。そのため、現予算額との差額の1.1億円、こちらを補正をすることになっております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第67号議案、令和7年度犬山市一般

会計補正予算（第4号）から1件質疑をさせていただきます。

歳出9款5項3目公民館費、9款5項7目市民文化会館費でございます。全員協議会資料の44、45ページを参照にして質疑したいと思います。

大規模改修ということですけれども、今、小川清美議員の質疑では、この天井についてのことはありましたけれども、内示書を見ても、それ以上詳しいことが書いてありませんので、まず、この市民文化会館とそれから南部公民館の主な改修内容と、そして工事費をお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

今回の改修項目は、利用者や来館者に対する直接的な人身事故を防ぐための安全対策を主目的としながら、トイレの洋式化など利活用促進のための改修項目も一部含まれています。

工事費は約4億4,250万円であり、主な内訳としましては、まず安全対策として、大ホール、講堂の特定天井改修が約9,000万円、大ホール、講堂の舞台機構更新が約7,200万円、令和8年度末までの処分が必要となる低濃度P C Bを含む受変電設備の更新に約5,200万円、現在、不具合のある空調設備の改修に約6,700万円、エレベーターの劣化部更新に約1,000万円を予定し、また利活用促進のため、大ホール、ホワイエトイレの改修に約5,500万円、その他の和式トイレの改修に約1,900万円、館内のLED化対応に約4,700万円を見込んでいます。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございました。大方内容については理解をいたしました。再質疑をさせていただきます。

トイレの改修についてなんですか？も、これまで和式でしたので、それを洋式に改修するということだと思いますけれど、結構大きな行事ですと、特に女性のトイレのところにも行列ができてしまったり、そういうことがあるんですね。それと、最近のいろいろなスマート基準なんかを見ますと、やはり女性のトイレの数は増やしたほうがいいということが出ております。

今回の改修については、そのトイレの数については増やしていただけるのかどうか、お示しください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えいたします。

市民文化会館大ホールのホワイエにあるトイレにつきましては、和式が多く、利用者にはご不便をおかけしていますので、今回の工事は全面的な改修を進めてまいります。

また、和式が多いことに加え、トイレの入り口に階段があること、入り口が南と北側に2か所あるものの、男女が同じ入り口であることも解消したいと考えています。

まず、入り口は、男性用、女性用と分けることとし、配置は南側を男性用、北側を女性用、構造上、数段の階段は残りますが、空間と配置を工夫し、男女とも、階段を降りずとも用を

足すことができるようになるとともに、便器の個数を増やす予定でいます。

具体的には男性用は、個室4か所の個数はそのままですが、全て洋式とし、小便器は12か所から13か所、1か所を増やします。

女性用は全て洋式化し、12か所から14か所、2か所増やす予定で、利用者の利便性向上とともに、行列解消につながることを期待しています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございました。

2点目に移ります。工事期間についてなんですかけれども、市民文化会館の大ホールの休館は令和8年の3月から6月ということで4か月間、そして南部公民館の講堂の休館ということは3か月間、7月から9月ということですかけれども、今回の改修について、この期間で本当に大丈夫なのかなという思いがあります。

大規模改修と言いながらも、それはやはり躯体とかそういったところには手をつけないからということなのでしょうか。

それから、市民文化会館はもう大ホールがほとんどのことなのでいいんですけれども、南部公民館については、講堂が休館ですけども、ほかの部分、展示室だとか、そういったところについては特に休まずに運営していくのか、その辺についてお答えください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

休館期間が短いのではないかというご質問につきましては、確かに他自治体の劇場ホールでは、年単位の休館期間を設けて改修を行う事例が多くあり、主に会館を長く使う、いわゆる大規模な長寿命化のための工事がほとんどになります。

一方、今回の犬山市民文化会館、南部公民館の改修は、今後の方向性を見極めるため、まず安全対策を主目的とする改修であり、また、極力市民への影響が少なくなるよう、例えば大ホールであれば、舞台上の舞台機構更新、客席上の特定天井改修、ホワイエのトイレ改修など、同時に工事を進めるように工夫していますので、施設の改修内容から、妥当な休館期間であると認識しております。

また、そういった意味で、南部公民館等のそういったそれぞれの部屋につきましても、可能な限り使えるような形で工事のほうは進めさせていただきたい、そのように考えております。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からも第67号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第4号）について、1点質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の34ページになります。歳出2款1項11目交通防犯対策費125万円についてであります。

まず、1点目にお伺いするのが、今回申請増に伴う補助金の増額とありますが、何件の申請があったのかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

初めに、防犯対策補助金についてですが、当初、100件の申請見込みに対して、9月5日時点ですが、96件の申請がありました。

また、特殊詐欺防止用電話機購入費補助金については、当初50件の申請見込みに対して、9月5日時点で43件の申請がありました。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございます。今回予算よりかなり増えたということで、今回の補正が組まれたと思うんですが、今回、申請増の要因というのが分かればお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

まず、防犯対策費補助金についてなんですけども、住民の防犯意識の高まりというふうに考えています。具体的には、近年発生している闇バイトの犯罪報道、こういったものをきっかけに、防犯意識が高まっていることや、地域における防犯活動の活発化などが考えられます。

また、特殊詐欺防止用電話機の購入費補助金については、こちらも特殊詐欺の認知件数であるとか、被害額の増加というところが要因ではないかというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について、他に質疑はありませんか。

[「なし」の声起ころ]

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。よって、第2類、第67号議案から第74号議案までに対する質疑を終わります。

* * * * *

◎議長（大沢秀教君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、残る議案に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時26分 散会